

高齢者の雇用の安定に取り組む事業主の皆さまへ

65歳超雇用推進助成金 65歳超継続雇用促進コース 支給申請の手引き

● 65歳超継続雇用促進コースとは・・・

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止又は希望者全員を対象とする66歳以上までの継続雇用制度の導入又は他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して、措置の内容や定年等の年齢の引上げ幅等に応じて一定額を助成する制度です。

～この手引きは令和3年度中に支給申請を行う事業主に適用されます～

令和3年4月1日



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

65歳超雇用推進助成金

(65歳超継続雇用促進コース)

少子・高齢化社会の急速な進行により、労働力人口の減少が見込まれる中で、高齢者が社会の支え手として活躍していくことが重要です。令和3年4月より改正高年齢者雇用安定法が施行され、70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務とされるなど、意欲と能力があれば65歳を超えても働ける社会の実現に向けた取組を開始することがより一層必要となっています。

この助成金は、65歳以上への定年引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入を行う事業主に対して、国の予算の範囲内で助成するものであり、「生涯現役社会」の構築に向けて、高齢者の就労機会の確保及び雇用の安定を図ることを目的としています。

この助成金は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が厚生労働省の委任を受けて運営しています。

【助成金の申請にあたっての留意事項】

- ① 助成金制度については、支給要件等が変更になる場合がありますので、取組を実施する際には最新の支給要件等について、当該事業主の主たる事務所の所在する各都道府県の機構支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）（以下「都道府県支部」という。）に事前にお問い合わせください。
- ② この助成金は同一の行為を対象として2つ以上の助成金等が同時に申請された場合や、同一の経費負担を軽減するために、2つ以上の助成金等が同時に申請された場合には、双方の助成金の要件を満たしていたとしても、一方しか支給されないことがあります。
- ③ この助成金は国の助成金制度の一つですので、受給した事業主は国の会計検査の対象となることがあります。対象となった場合はご協力をお願いします。
- ④ この助成金の支給・不支給決定、支給決定の取消しなどは、行政不服審査法上の不服申立ての対象とはなりません。
- ⑤ 助成金は、消費税法上は課税対象外（不課税取引）、法人税法上はその支給決定があった日の属する事業年度の益金（えきぎん）の額に算入、所得税法上はその支給決定があった日の属する年の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入することになります。

目次

第1 ご利用にあたって

1	はじめに	1
2	申請方法	1
3	支給申請までの流れ	2
4	2回目の申請について	4

第2 支給要件等

1	支給対象事業主の要件	5
2	支給額	8

第3 制度の実施についての詳細説明

1	定年の引上げ等の制度の実施について	10
2	対象経費について	18
3	対象被保険者について	22
4	高年齢者雇用管理措置について	24
5	高年齢者雇用安定法の遵守について	30

第4 支給申請手続きに関する留意事項等

1	助成金を受給できない事業主	37
2	併給調整	39
3	助成金の返還等	39
4	代理人等の取扱い	40

第5 提出書類

1	提出書類について	43
2	提出書類に係る留意事項	44

第6 支給申請書等の記入方法

1	65歳超雇用推進助成金支給申請書（継続様式第2号（1））	49
2	対象被保険者（継続様式第2号（2））	51
3	高年齢者雇用管理措置（継続様式第2号（3））	52
4	支給金額算定表（継続様式第2号別紙1）	53
5	記載事項補正・補足票（継続様式第2号別紙2）	54
6	旧就業規則に関する申立書（補助様式1）	55
7	雇用保険適用事業所等一覧表（補助様式2）	56
8	支給要件確認申立書（65歳超雇用推進助成金）（共通要領様式第1号）	57
9	提出書類チェックリスト	60

第7 不正受給の防止

- 1 不正受給とは……………62
- 2 不正受給防止のための留意事項……………62

第8 個人情報の保護

- 1 個人情報の取扱い……………63

第9 参考

- 1 日本標準産業分類による業種区分等……………64
- 2 よくあるご質問……………66
- 3 高齢者雇用に関する資料のご案内……………71

第1 ご利用にあたって

1 はじめに

65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）（以下「助成金」という。）は、労働協約又は就業規則（以下「就業規則等」という。）による、65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入又は他社による継続雇用制度の導入のいずれかの制度を実施した事業主に対して助成します。

2 申請方法

（1）申請期間と提出先

助成金の支給を受けようとする事業主は、65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）支給申請書（以下「支給申請書」という。）に必要な書類を添えて、制度の実施日の翌日から起算して**2か月以内**に、事業主の主たる雇用保険適用事業所（本社、本店等）の所在する各都道府県支部を經由して機構本部に提出してください。

申請期限を超えて提出された支給申請書は受理できませんのでご注意ください（ただし、天災その他真にやむを得ない場合を除きます。）。

また、支給申請期間の末日が行政機関の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）に当たる場合は、翌開庁日を支給申請期間の末日とみなします。

（2）申請窓口と提出方法

申請書類は、都道府県支部へのご持参又は郵送にて受け付けます。初めて助成金を申請する場合など、書類の作成方法等が不明な場合は、都道府県支部へお問い合わせください。また、郵送による場合は、次にご留意ください。

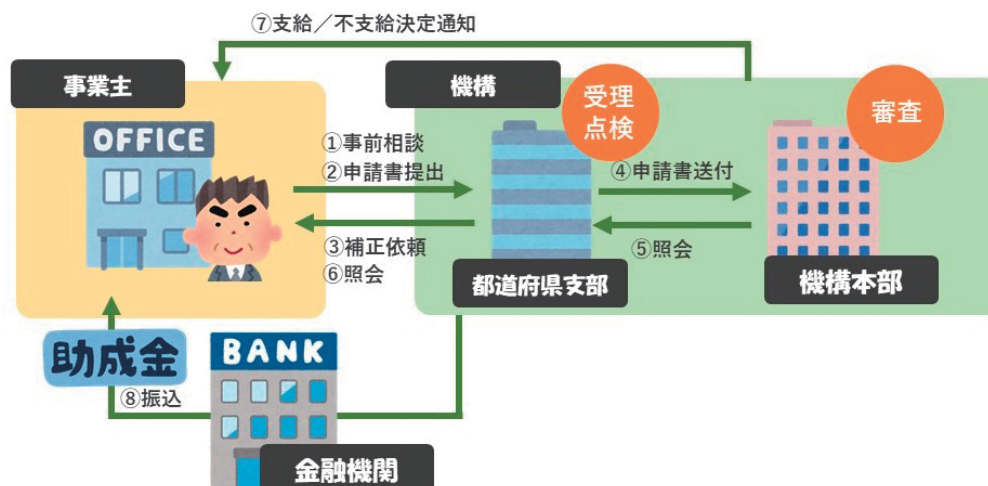
郵送にあたっての留意事項

- 郵送事故の防止のため、簡易書留等、必ず配達記録が残る方法により郵送ください。
- 申請書類の各支部への**到達日（消印日ではないことにご留意ください）が支給申請期間内**でなければなりません。
- 書類の不備や記入漏れがないよう、事前によくご確認ください（書類の不備又は補正すべき内容があった場合、期間を定めて提出又は補正を求めます）。
- 事業主控を返送しますので、返信用封筒を同封してください（切手の貼付は不要です）。
- 郵送先につきましては、裏表紙「相談・申請窓口一覧」をご参照ください。

3 支給申請までの流れ

(1) 申請の流れ

申請の流れ図は以下のとおりです。



- ① 都道府県支部では利用にあたって事前相談をお受けしています。申請書類の記入方法や要件の確認など、ご不明な点がございましたら随时お問い合わせください。
- ② 作成した申請書は、郵送または都道府県支部の窓口へ直接提出してください。
- ③ 都道府県支部では、提出された申請書類に漏れがないか等の点検を行い、必要に応じて補正を依頼します。
- ④ 申請書類が整った後、都道府県支部から当機構本部へ申請書が送付されます。本部では申請内容の審査を行います。
- ⑤⑥ 本部の審査過程で確認事項が生じた場合には、都道府県支部を経由して、申請事業主に照会を行います。
- ⑦ 審査が完了した後、支給/不支給決定の通知を行います(※)。
- ⑧ 支給決定を通知した後、指定の金融機関に助成金を振り込みます。

※不支給決定の場合は、申請書類は返却いたしかねますので、ご了承願います。
※取下げを希望する場合は、取下げの申し出により書類を返却いたします。

(2) 申請書の受理・点検

都道府県支部は、支給申請書が提出された時は以下の内容を確認の上、受理します。

- ① 支給申請期間内に提出されていること
- ② 所要の事項が記載されていること
- ③ 所要の添付書類が添付されていること

上記②又は③に不備があった場合、支部長は相当の期間を定めて、事業主に補正を求めます。指定された期間内に事業主が補正を行わない場合、支部長は1か月以内に補正を行うよう書面で求めます。事業主が期限までに補正を行わない場合、「第2 支給要件等」の「(9) 審査への協力」を満たさないものとし、不支給決定を行います。

(3) 現況確認

適正な支給を推進する観点から、申請内容の確認のため、支給申請書提出後、現況確認を行う場合があります。

また、社会保険労務士又は代理人の事務所等にも、訪問による申請内容の確認を行う場合があります。

現況確認にご協力いただけない場合、「第2 支給要件等」の「(9) 審査への協力」を満たさないものとし、不支給決定を行います。

確認事項

- ▼ 申請内容の確認
 - 事業主、従業員の方へのヒアリング
 - 定年の引上げ等の制度を実施した職場の現地確認
 - 高年齢者の就労状況の確認
- ▼ 提出書類の原本確認
 - 支給要件の確認に必要な書類の確認



(4) 支給又は不支給決定

機構は、事業主から提出のあった支給申請書及び添付書類の内容を審査し、支給又は不支給の決定を行います。但し、支給額に変更が生じた場合は、誤支給を防止するため、事業主控えの継続様式第2号(1)の(B)助成金支給申請額欄及び継続様式第2号別紙1の必要箇所を訂正し、当該事業主控え(写)の提出をお願いしております。

機構は、助成金の支給を決定したときは、65歳超雇用推進助成金支給決定通知書により、また、不支給を決定したときは、65歳超雇用推進助成金不支給決定通知書により、支給申請を行った事業主に通知します。

なお、支給(不支給)決定通知書の再発行はできませんので、大切に保管願います。

(5) 支給方法

助成金の支給は、事業主が指定する金融機関の口座（主に事業の用に供する口座）への振込により行います。

(6) 取下げ申請

支給申請を行った後、その申請を取り下げるには、申請窓口である各都道府県支部にその旨申出て下さい。

取下げは、申請事業主からの申し出による場合と、機構側の内容確認の結果による場合があります。

取下げが認められた場合、原本を返却いたします。

なお、支給申請書等の内容によっては、返却までに時間を要することがありますのであらかじめご了承ください。

4 申請回数について

本助成金の申請については1事業主（企業単位）1回限りです。ただし、過去に本コースの受給歴がある場合（令和2年度末までに支給申請を行い受給したもの）であっても、支給対象となった定年引上げ等の制度が70歳未満の事業主が新たに70歳以上の制度を実施した場合は2回目の申請が可能です。

2回目の申請の場合は、通常の支給額から既受給額を差し引いた額（その額が0円を下回る場合には、0円）を支給します（支給例については9ページを参照してください。）。

1回目の申請で既に70歳以上の制度を実施している場合は2回目の申請はできません。

ただし、1回目の申請の定年年齢が70歳未満かつ希望者全員の継続雇用年齢が70歳以上である場合であって、2回目の申請で定年年齢を新たに70歳以上に引上げる場合、または定年の定めを廃止する場合は対象となります。

表1 申請可否の例

1回目の申請	2回目の申請	2回目 申請可否
定年を65歳に引上げ	定年を70歳に引上げ	○
定年65歳、希望者全員の継続雇用を68歳に引上げ	定年を70歳に引上げ	○
定年65歳、希望者全員の継続雇用を68歳に引上げ	希望者全員の継続雇用を70歳に引上げ	○
定年65歳、希望者全員の継続雇用を70歳に引上げ	定年を70歳に引上げ	○
定年を70歳に引上げ	定年を71歳に引上げ	×
定年70歳、希望者全員の継続雇用を75歳に引上げ	希望者全員の継続雇用を76歳に引上げ	×

※上記の例で「申請可」の場合であっても、差し引きが0円以下になる場合は対象となりません。

（1回目と2目が同一制度による申請であっても申請年度や対象被保険者数によって支給額が異なるためご確認ください）

第2 支給要件等

1 支給対象事業主の要件

次の（１）から（１０）のいずれにも該当する事業主が支給対象事業主となります。

他社による継続雇用については要件が異なりますので、別冊のパンフレットをご覧ください。パンフレットについては以下のホームページからダウンロードできます。

<https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/>

（１）雇用保険適用事業所の事業主であること

雇用保険適用事業所の事業主であることが必要です。

（２）制度の実施

→ p.10

就業規則等による、次のイからニまでのいずれかに該当する制度（以下「定年の引上げ等の制度」という。）を実施した（※１）事業主であることが必要です。

- イ 旧定年年齢（※２）を上回る６５歳以上への定年の引上げ
- ロ 定年の定め廃止
- ハ 旧定年年齢及び継続雇用年齢（※３）を上回る６６歳以上の継続雇用制度（※４）の導入
- ニ 他社による継続雇用の導入（※５）

- （※１）制度の実施については就業規則の施行日をもって確認します（本助成金における実施日は施行日となりますが、就業規則は施行だけでなく労働者へ周知する義務があります（労働基準法（昭和２２年法第４９号）第１０６条）
- （※２）就業規則等で定められていた定年年齢（有期契約労働者の雇い止め年齢を除く。以下同じ。）のうち、平成２８年１０月１９日以降最も高い年齢
- （※３）就業規則等で定められていた定年年齢又は継続雇用年齢のうち、平成２８年１０月１９日以降最も高い年齢
- （※４）「継続雇用制度」とは定年後も引き続いて雇用されることを希望する者全員を、定年も引き続いて雇用する制度
- （※５）特殊関係事業主又は特殊関係事業主以外の他社（以下、「他社」という。）による継続雇用制度の導入を行う事業主が、当該他社の就業規則改正等に必要な経費を全て負担した場合、送り出し事業主に対して助成する制度をいいます。当該制度の要件については別冊のパンフレットをご覧ください。

（３）対象経費の発生

→ p.18

上記（２）の定年の引上げ等の制度を規定した際に、社会保険労務士等の専門家に制度改正を依頼し、別途定める経費を要した事業主であることが必要です。

改正に要した経費に対する助成であることから、専門家に委託を行わず、自社で制度改正した場合は対象となりません。

(4) 就業規則の整備と届出

→ p.44

上記(2)の定年の引上げ等の制度を規定した就業規則等を書面で整備している事業主であることが必要です。

また、常時雇用する従業員が10人以上の事業所においては、改正前後の就業規則を支給申請日の前日までに労働基準監督署へ届出ている必要があります。

なお、(2)の定年の引上げ等の制度を規定した改正後の就業規則等については、常用雇用する従業員の人数に関わらず、支給申請日の前日までに、労働基準監督署に届出をしている必要があります。

(5) 高年齢者の雇用の安定等に関する法律の遵守

→ p.30

上記(2)の定年の引上げ等の制度を実施した就業規則等について、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。)第8条又は第9条第1項の規定と異なる定めをしていないことが必要です。

併せて、高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、高年齢者雇用安定法第10条第2項に基づき雇用確保措置を講ずべきことの勧告を受けていないこと及び、法令に基づいた適切な高年齢者就業確保措置を講じていないことにより、高年齢者雇用安定法第10条の3第2項に基づき当該就業確保措置の是正に向けた計画作成勧告を受けていないこと(勧告を受け、支給申請日の前日までにその是正を図った場合を含む。)が必要 です。

(6) 対象被保険者

→ p.22

支給申請日の前日において1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者(※)であって、定年前に期間の定めのない労働契約を結んでいる者又は定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者が1人以上いることが必要です。

- (※)「雇用保険被保険者」とは
雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者をいいます(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下「被保険者」という)。

(7) 高年齢者雇用管理措置の実施

→ p.24

支給申請日前日において、高年齢者雇用等推進者の選任に加え、高年齢者雇用管理に関する措置を実施している事業主であることが必要です。

(8) 申請書類の保管

事業主は、機構に提出又は提示した支給申請書及び添付書類等の写しを、支給決定がされた時から5年間保存しなければなりません。

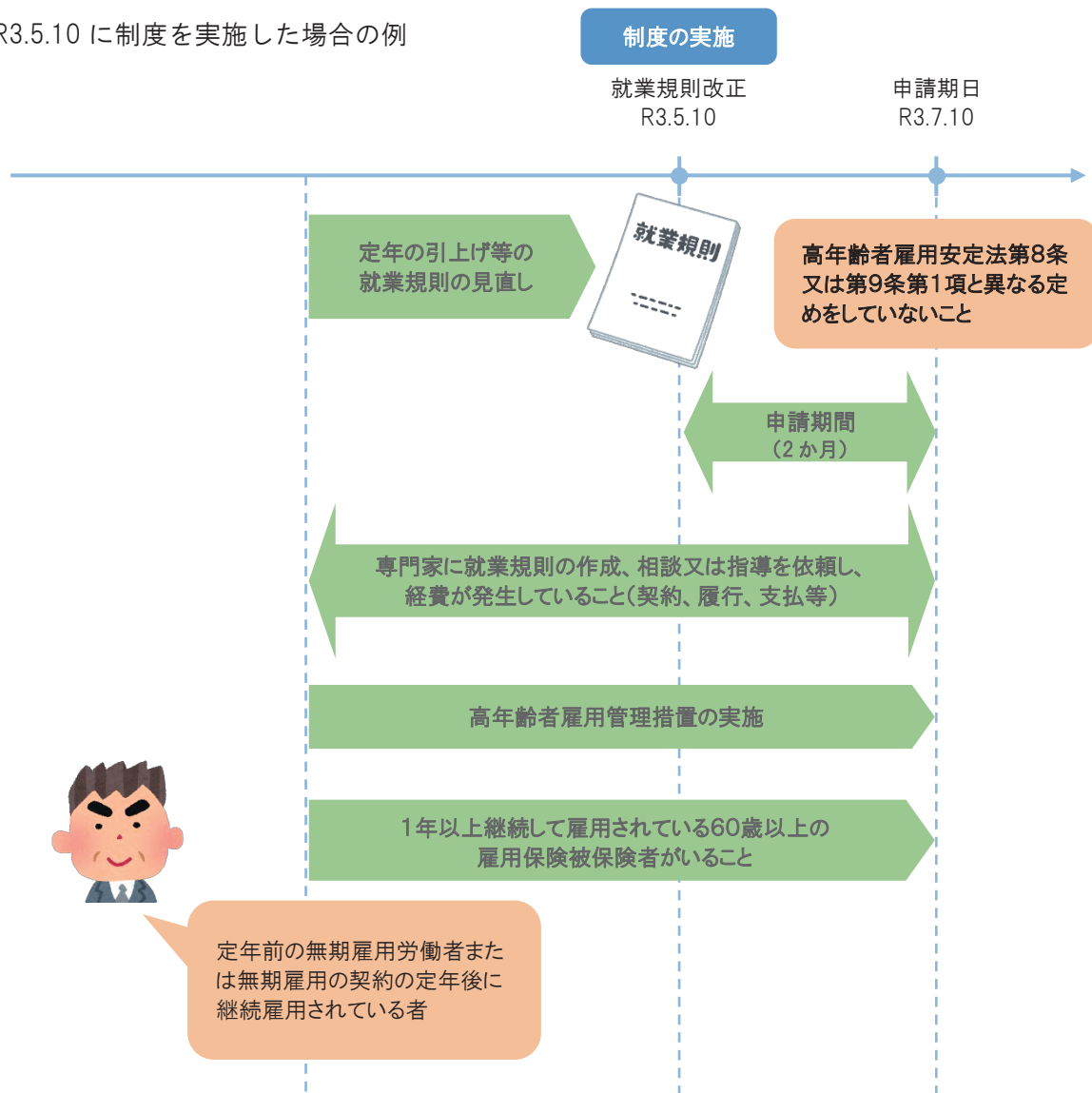
(9) 審査への協力

助成金の審査に必要な書類等を機構の求めに応じ提出又は提示する、現況確認に協力する等、審査に協力する事業主であることが必要です。

申請期間内（(2)の制度の実施日の翌日から起算して2か月以内）に申請を行うことが必要です。

支給要件の期間等一覧

R3.5.10 に制度を実施した場合の例



2 支給額

(1) 支給額の算定方法

対象被保険者数及び定年等を引き上げる年数に応じて、以下の(2)～(3)の額を支給します。

「引き上げた年数」については、支給申請日前日時点の年齢と旧年齢（職種区分等により異なる場合は最も低い年齢）の差となります。

また、(2)の定年引上げと継続雇用制度の導入を併せて実施した場合の支給額はいずれか高い額のみとなります。(2)、(3)の制度を併せて実施した場合もいずれか高い額のみとなります。

(2) 定年引上げ又は定年の廃止／継続雇用制度の導入

65歳以上の定年引上げ又は定年の廃止、希望者全員を対象とした66歳以上の年齢までの継続雇用制度を導入した場合の支給額は以下のとおりです。

表2

実施した制度 引上げた年数 対象被保険者数	定年引上げ又は定年の廃止				継続雇用制度の導入		
	65歳	66～69歳		定年の引上げ (70歳～) 又は定年の定 めの廃止	66～69歳		70歳 以上
		5歳 未満	5歳 以上		4歳 未満	4歳	
10人未満	25万円	30万円	85万円	120万円	15万円	40万円	80万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	160万円	20万円	60万円	100万円

(3) 他社による継続雇用制度の導入

受け入れ先である他社の就業規則等の改正を申請事業主または受け入れ先の事業主が専門家に委託した場合に要した経費の2分の1の額と下表の支給上限額のいずれか低い方の額が助成されます。対象経費については申請事業主が全額負担していることが要件となります。

また、当該他社における継続雇用年齢の引き上げ幅により支給金額が変わります。他社による継続雇用制度の導入の詳細は別冊のパンフレットをご確認ください。

表3

措置内容	他社による継続雇用制度の年齢・引上げ幅		
	66～69歳		70歳以上
	4歳未満	4歳	
支給額(上限)	5万円	10万円	15万円

※要した経費の2分の1の金額を助成(100円未満の端数は切捨て)

例 契約に基づく継続雇用年齢について就業規則を改正し65歳から70歳に引上げ、当該改正に8万円を要した場合の支給額
→ 4万円(8万円×1/2)(支給上限15万円と比較して低い方の額)

(4) 2回目の申請時の支給額の調整

本助成金の受給歴がある事業主のうち、2回目の申請を行う場合は、申請額から既受給額を差し引いた額を支給します（対象となる事業主については4ページ「4 2回目の申請について」を参照）。

▼ 2回目の申請の助成額の例

例 1回目 定年60歳→65歳 150万円
2回目 定年65歳→70歳 160万円
160万円（申請額）－150万円（既受給額）＝10万円（支給額）

- ※ 制度区分や対象被保険者の人数が異なる場合であっても差し引きを行います。（例：1回目定年引上げ、2回目継続雇用の引上げ等）
- ※ 対象被保険者は1回目の申請と重複しても構いません。
- ※ 差し引きが0円以下となる場合は対象となりません。

(5) 金額変更がある場合、対象外となる場合の取扱い

「実施した制度」「引き上げた年数」「対象被保険者数」のいずれかにおいて、審査の結果、申請内容に誤りがある場合や変更事由がある場合、支給要件を満たさない場合は、支給申請額が変更又は支給対象外となります。

支給額に変更が生じた場合は、誤支給を防止するため、事業主控えの継続様式第2号（1）の（B）助成金支給申請額欄及び継続様式第2号（別紙1）「支給金額算定表」の必要箇所を訂正し、当該事業主控え（写）を提出してください。

支給対象外の場合は、取下げ又は不支給を選択してください。

支給申請額が変更となる例

- 「実施した制度」について、複数の制度を導入した場合に、支給額が高い方の制度が支給要件を満たさず、支給額が低い方の制度が支給要件を満たす場合
- 「対象被保険者」について、「10人以上」の申請を行った場合であって、支給要件を満たす者が10人未満の場合

支給対象外となる例

- 「実施した制度」について、定年の引上げ等の制度として支給要件を満たさない場合
- 「対象被保険者」について、支給要件を満たさず、ほかに支給要件を満たす対象被保険者がいない場合

(6) 算定額

支給額の算定にあたっては上記（1）～（5）に基づき、継続様式第2号別紙1「支給申請額算定表」に記入してください。

なお、引上げ幅等については16ページ（5）「引上げ年齢の取扱い」にも留意してください。

第3 制度の実施についての詳細説明

1 定年の引上げ等の制度の実施について

(1) 用語の定義

本項においては以下のとおり定義します。

表4

旧定年年齢	定年の引上げを実施した日の前日までの間に、就業規則等で定められていた定年年齢のうち助成金創設（平成28年10月19日）以降最も高い年齢。
希望者全員継続雇用	定年後も引き続いて雇用されることを希望する者全員を定年後も引き続いて雇用する制度。
労使協定に基づく基準該当	高年齢者等の雇用の安定等に関する一部を改正する法律（平成24年9月5日法律第78号。以下、「改正高年齢者雇用安定法」という。）の経過措置により、改正高年齢者雇用安定法の施行までに、労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めている場合の基準の対象年齢（詳しくは30ページ参照）。
会社選別継続雇用制度	定年又は継続雇用制度以降に、その会社が認める者等を引き続き雇用する制度。

(2) 旧定年年齢を上回る65歳以上への定年の引上げ

旧定年年齢を上回る65歳以上の年齢に定年年齢を引上げることをいいます。

① 旧定年年齢を上回る例

下表の例は定年年齢を5歳引き上げた例です。

表5

	旧定年年齢				改正後（制度実施）				支給対象
	定年年齢	希望者全員継続雇用	労使協定に基づく基準該当	会社選別継続雇用制度	定年年齢	希望者全員継続雇用	労使協定に基づく基準該当	会社選別継続雇用制度	
1	60歳	65歳	-	-	65歳	-	-	-	○
2	60歳	63歳	65歳	-	65歳	-	-	-	○
3	65歳	-	-	70歳	70歳	-	-	-	○

② 定年年齢が職種等区分により異なる場合（支給対象となる）の例

定年年齢が、就業場所、職種又は勤務形態等の区分（以下「職種等区分」という。）により異なる場合は、企業全体で当該事業主に雇用される被保険者に適用される定年年齢のうち最も若い年齢を引上げることをいいます。

下表の例の場合、旧定年年齢の最も低い年齢は正社員とパート（無期雇用者）の65歳であることから企業全体の旧定年年齢は65歳とみなします。改正後の最も低い年齢はパート（無期雇用者）の66歳であることから企業全体の改正後の定年年齢は66歳とみなします。

表 6

職種等区分	旧定年年齢				改正後（制度実施）				支給対象
	定年年齢	希望者全員継続雇用	労使協定に基づく基準該当	会社選別継続雇用制度	定年年齢	希望者全員継続雇用	労使協定に基づく基準該当	会社選別継続雇用制度	
正社員	65歳	-	-	-	70歳	-	-	-	-
パート	65歳	-	-	-	66歳	-	-	-	-
専門職	70歳	-	-	-	70歳	-	-	-	-
企業全体	65歳	-	-	-	66歳	-	-	-	○

※パートは契約期間の定めのない無期雇用である場合の事例です（以下同じ）。

③ 定年年齢が職種等区分により異なる場合（支給対象とならない）の例

職種等区分で定年年齢の区分が異なる場合は最も若いもの（複数該当している場合はいずれも）が引上がらない場合は、支給対象となりません。下表の例の場合、支給対象となるには、看護職についても定年年齢を66歳以上へ引上げ、企業全体の定年年齢を66歳以上とする必要があります。

表 7

職種等区分	旧定年年齢				改正後（制度実施）				支給対象
	定年年齢	希望者全員継続雇用	労使協定に基づく基準該当	会社選別継続雇用制度	定年年齢	希望者全員継続雇用	労使協定に基づく基準該当	会社選別継続雇用制度	
事務職	65歳	-	-	-	70歳	-	-	-	-
看護職	65歳	-	-	-	65歳	-	-	-	-
医師	70歳	-	-	-	70歳	-	-	-	-
企業全体	65歳	-	-	-	65歳	-	-	-	×

④ 選択定年制の場合

定年年齢を従業員が任意に選択できる制度（以下「選択定年制」という。）の場合は、選択可能な最も高い年齢を引上げることをいいます。

例えば、選択定年制で、本人の希望により、定年による退職年齢を60歳～65歳の6つの年齢から選択できる場合、旧定年年齢は65歳とみなします。

⑤ 定年引上げの支給対象とならない場合

次の場合は支給対象となりません。

イ 平成28年10月19日以降の旧定年年齢を上回っていない場合

表8

就業規則等	定年年齢	希望者全員 継続雇用	労使協定に 基づく 基準該当	会社選別 継続雇用 制度
旧定年年齢	<u>65歳</u>	-	-	-
H29.4.1 改正	60歳	65歳	-	-
R3.4.1 改正（制度実施）	<u>65歳</u>	-	-	-

ロ 平成28年10月19日以降に定年の定めを廃止している場合又は定年を定めていない（定年の規定そのものがない）場合

表9

就業規則等	定年年齢	希望者全員 継続雇用	労使協定に 基づく 基準該当	会社選別 継続雇用 制度
H28.12.1 改正 （旧定年年齢）	<u>定めなし</u>	-	-	-
H29.5.1 改正	60歳	65歳	-	-
R3.4.1 改正（制度実施）	<u>廃止</u>	-	-	-

ハ 定年引上げ実施後の継続雇用年齢が、旧継続雇用年齢（※）を下回っている場合 （※）平成28年10月19日以降、定年の引上げを実施した日の前日までの間に、 就業規則等で定められていた継続雇用年齢のうち最も高い年齢

表10

就業規則等	定年年齢	希望者全員 継続雇用	労使協定に 基づく 基準該当	会社選別 継続雇用 制度
H28.10.20 改正	62歳	<u>70歳</u>	-	-
R3.4.1 改正（制度実施）	65歳	<u>67歳</u>	-	-

ニ 定年引上げを実施後は継続雇用年齢を定めていないが、定年年齢が旧継続雇用年齢を 下回っている場合

表11

就業規則等	定年年齢	希望者全員 継続雇用	労使協定に 基づく 基準該当	会社選別 継続雇用 制度
旧定年年齢	65歳	<u>70歳</u>	-	-
R3.4.1 改正（制度実施）	<u>67歳</u>	-	-	-

- ホ 定年引上げを実施した日から支給申請日の前日までに、定年又は継続雇用年齢の引下げを行った場合

表 1 2 ※支給申請日がR3.5.1の場合

就業規則等		定年年齢	希望者全員 継続雇用	労使協定に 基づく 基準該当	会社選別 継続雇用 制度
R3.4.1 改正 (制度実施)	正社員	65歳	-	-	-
	パート	定めなし	-	-	-
R3.4.20 改正	正社員	65歳	-	-	-
	パート	65歳	-	-	-

- へ 定年条項では定年年齢等の引上げを実施しているが、その他の条項（退職条項等）において改正前の定年年齢が記載されており、年齢の引上げが確認できない場合

改正後の就業規則の例（定年65歳から70歳に引上げ）

(定年)	
第〇条	労働者の定年は、 <u>満70歳</u> とし、定年に達した日をもって退職とする。
(退職)	
第〇条	労働者が次のいずれかに該当するときは、退職とする。
	① 退職を願い出て会社が承認したとき
	② 期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき
	③ 定年年齢 (<u>65歳</u>) に達した日
	:
(無期転換者)	
第〇条	無期転換者の定年年齢は <u>65歳</u> とし、定年に達した日をもって退職とする。

定年条文以外に規定されている定年年齢が改定されていない

(3) 定年の定め廃止

就業規則等で定年年齢を定めている事業主が、定年の定めを廃止し、その旨を就業規則等において規定することをいいます（就業規則等で明らかでない場合は支給対象となりません）。但し、次の場合は支給対象となりません。

- ① 平成28年10月19日以降に定年の定めを廃止している場合又は定年を定めていない場合
- ② 定年の定め廃止を実施した日から支給申請日の前日までに、定年を定めた場合

表 1 3

	旧定年年齢				改正後（制度実施）				支給対象
	定年年齢	希望者 全員 継続雇用	労使協定 に基づく 基準該当	会社選別 継続雇用 制度	定年年齢	希望者 全員 継続雇用	労使協定 に基づく 基準該当	会社選別 継続雇用 制度	
1	60歳	63歳	65歳	-	廃止	-	-	-	○

(4) 旧定年年齢及び継続雇用年齢を上回る66歳以上の継続雇用制度の導入

旧定年年齢を上回る66歳以上の年齢まで希望者全員を継続雇用する制度を導入すること、又は旧定年年齢及び継続雇用年齢(※)を上回る66歳以上の年齢まで継続雇用年齢を上げることがをいいます。「継続雇用制度」には、再雇用制度と勤務延長制度があり、次のいずれかに該当する継続雇用制度(申請事業主以外の事業主が雇用することで講じる継続雇用制度の導入を除く。)であることが必要です。

(※) 66歳以上の継続雇用制度の導入を実施した日の前日までに就業規則等で定められていた定年年齢又は希望者全員を対象とした継続雇用年齢のうち平成28年10月19日以降最も高い年齢であることが必要です。

① 再雇用制度とは

定年後も継続して雇用されることを希望する被保険者全員を再び雇い入れ、旧継続雇用年齢を上回る年齢まで継続して雇用する制度であり、新しく雇用契約を締結するもの(労働者は従来の役職・職務等を解かれる)をいいます。

② 勤務延長制度とは

定年後も継続して雇用されることを希望する被保険者全員を定年に達した際に、従前の雇用契約を終了させることなく、旧継続雇用年齢を上回る年齢まで継続して雇用する制度をいいます。原則として、役職・職務、仕事内容、賃金水準等が変わらないもの(労働条件等が変更される場合はその旨の就業規則の規定が必要)を指します。

① 継続雇用の導入等の例

表14

	旧定年年齢				改正後(制度実施)				支給対象
	定年年齢	希望者全員継続雇用	労使協定に基づく基準該当	会社選別継続雇用制度	定年年齢	希望者全員継続雇用	労使協定に基づく基準該当	会社選別継続雇用制度	
1	60歳	65歳	-	-	60歳	66歳	-	-	○
2	60歳	63歳	65歳	-	60歳	66歳	-	-	○
3	60歳	63歳	65歳	-	60歳	65歳	-	-	×
4	65歳	-	-	70歳	65歳	70歳	-	-	○

② 継続雇用制度の上限年齢が職種等区分により異なる場合例(支給対象)

定年年齢又は継続雇用年齢が職種等区分により異なる場合は、企業全体で当該事業主に雇用される被保険者に適用される継続雇用年齢のうち最も若い年齢を引き上げることをいいます。定年年齢又は継続雇用年齢を従業員が任意に選択できる制度の場合は、選択可能な最も高い年齢を上げることがをいいます。

表15

職種等区分	旧定年年齢				改正後(制度実施)				支給対象
	定年年齢	希望者全員継続雇用	労使協定に基づく基準該当	会社選別継続雇用制度	定年年齢	希望者全員継続雇用	労使協定に基づく基準該当	会社選別継続雇用制度	
正社員	60歳	<u>65歳</u>	-	-	60歳	<u>66歳</u>	-	-	-
パート(無期)	60歳	<u>65歳</u>	-	-	60歳	70歳	-	-	-
専門職	60歳	70歳	-	-	60歳	70歳	-	-	-
企業全体	60歳	65歳	-	-	60歳	66歳	-	-	○

③ 継続雇用制度の上限年齢が職種等区分により異なる場合の例（支給対象外）

職種等区分で定年年齢又は継続雇用年齢の区分が異なる場合は最も若いもの（複数該当している場合はいずれも）が引き上がらない場合は、支給対象となりません。この例の場合、支給対象となるには、事務職についても継続雇用年齢を66歳以上へ引き上げ、企業全体の継続雇用年齢を66歳以上とする必要があります。

表16

職種等区分	旧定年年齢				改正後（制度実施）				支給対象
	定年年齢	希望者全員継続雇用	労使協定に基づく基準該当	会社選別継続雇用制度	定年年齢	希望者全員継続雇用	労使協定に基づく基準該当	会社選別継続雇用制度	
事務職	60歳	<u>65歳</u>	-	-	60歳	<u>65歳</u>	-	-	-
看護職	60歳	<u>65歳</u>	-	-	60歳	70歳	-	-	-
医師	60歳	70歳	-	-	60歳	70歳	-	-	-
企業全体	60歳	65歳	-	-	60歳	65歳	-	-	×

④ 継続雇用制度が適用されない職種等区分がある場合の例（支給対象）

複数の職種等区分がある場合で、継続雇用制度が適用されない職種等区分がある場合、改正後の企業全体の継続雇用年齢は継続雇用制度が適用されない職種等区分の定年年齢と同年齢と考えます。

表17

職種等区分	旧定年年齢				改正後（制度実施）				支給対象
	定年年齢	希望者全員継続雇用	労使協定に基づく基準該当	会社選別継続雇用制度	定年年齢	希望者全員継続雇用	労使協定に基づく基準該当	会社選別継続雇用制度	
正社員	60歳	<u>65歳</u>	-	-	60歳	<u>70歳</u>	-	-	-
パート	66歳	-	-	-	66歳	-	-	-	-
企業全体	60歳	65歳	-	-	60歳	66歳	-	-	○

⑤ 継続雇用制度が適用されない職種等区分がある場合の例（支給対象外）

複数の職種等区分がある場合で、継続雇用制度が適用されない職種等区分がある場合、改正後の企業全体の継続雇用年齢は継続雇用制度が適用されない職種等区分の定年年齢と同年齢と考えます。この例の場合、支給対象となるには、パート（無期雇用者）の定年年齢を66歳以上へ引き上げ、企業全体の継続雇用年齢を66歳以上とする必要があります。

表18

職種等区分	旧定年年齢				改正後（制度実施）				支給対象
	定年年齢	希望者全員継続雇用	労使協定に基づく基準該当	会社選別継続雇用制度	定年年齢	希望者全員継続雇用	労使協定に基づく基準該当	会社選別継続雇用制度	
正社員	60歳	<u>65歳</u>	-	-	60歳	<u>70歳</u>	-	-	-
パート	65歳	-	-	-	65歳	-	-	-	-
企業全体	60歳	65歳	-	-	60歳	65歳	-	-	×

⑥ 継続雇用制度の引上げの支給対象とならない場合

次の場合は支給対象となりません。

- イ 平成28年10月19日以降に定年の定めを廃止している場合又は定年を定めていない場合
- ロ 平成28年10月19日以降に定年年齢を定めており、継続雇用制度の導入又は継続雇用年齢の引き上げを実施後の定年年齢が旧定年年齢を下回っている場合

表19

就業規則等	定年年齢	希望者全員継続雇用	労使協定に基づく基準該当	会社選別継続雇用制度
H28.11.1 改正	65歳	67歳	-	-
R3.4.1 (制度実施)	64歳	70歳	-	-

- ハ 継続雇用制度の導入又は継続雇用年齢の引上げを実施した日から支給申請日の前日までに、定年又は継続雇用年齢の引下げを行った場合

(5) 引上げ年齢の取扱い

① 新たに継続雇用制度を導入した場合

過去に希望者全員継続雇用制度が規定されていない場合は、「現在の希望者全員継続雇用年齢」と「過去最高の定年年齢」との差が引上げられた年数となります。

表20

引上げ前 (過去最高の年齢)		引上げ後	
定年年齢	希望者全員継続雇用年齢	定年年齢	希望者全員継続雇用年齢
65歳	なし	65歳	66歳

↑ 1歳 ↑

→ 引上げた年数は「4歳未満」となる

② 労使協定に基づく基準該当者への継続雇用年齢を定めている場合

改正高年齢者雇用安定法の経過措置により労使協定に基づく基準該当者への継続雇用年齢を定めている場合は、引上げ後の「希望者全員継続雇用年齢」と引上げ前の「基準該当者継続雇用年齢」との差が引上げた年数となります。

表21

引上げ前 (過去最高の年齢)			引上げ後		
定年年齢	希望者全員継続雇用年齢	基準該当者継続雇用年齢	定年年齢	希望者全員継続雇用年齢	基準該当者継続雇用年齢
60歳	63歳	65歳	60歳	67歳	-

↑ 2歳 ↑

→ 引上げた年数は「5歳未満」となる

③ 職種等区分により定年年齢が異なる場合

職種等区分により定年年齢等が異なる場合は、引上げ後の企業全体の最も低い年齢に対して引上げ等を実施したものととして支給額を算定します。

また、職種等区分で定年年齢等が異なる場合は、引上げ後の企業全体の最も低い年齢と改正前の年齢の差を引上げた年数として支給額を算定します。

表 2 2

職種	引上げ前の定年年齢【A】	引上げ後の定年年齢【B】	【C】【B】欄の最低年齢	引上げ年数【C】 - 【A】
事務職	60歳	65歳	65歳	5歳
看護師	62歳	70歳		3歳
医師	70歳	75歳		0歳

→ 引上げた年数は「5歳」となる

企業全体の最も低い年齢と比較

なお、対象被保険者については引き上がった職種に属する者が対象になります。ただし、複数の職種で同じ引上げ幅である場合は対象被保険者は合算されます。

表 2 3

職種	引上げ前の定年年齢【A】	引上げ後の定年年齢【B】	【C】【B】欄の最低年齢	引上げ年数【C】 - 【A】	対象被保険者
事務職	60歳	65歳	65歳	5歳	2人
看護師	60歳	65歳		5歳	3人
医師	65歳	70歳		0歳	4人

→ 事務職と看護師が同じ引上げ幅なので対象被保険者は合算されて5人となる。医師は年齢が引上がっていないため対象被保険者にならない。

表 2 4

職種	引上げ前の定年年齢【A】	引上げ後の定年年齢【B】	【C】【B】欄の最低年齢	引上げ年数【C】 - 【A】	対象被保険者
事務職	60歳	65歳	65歳	5歳	3人
看護師	62歳	70歳		3歳	3人
医師	65歳	75歳		0歳	-

→ 引上げ後、企業全体の最も低い年齢は事務職の65歳であり、最も高い申請金額は事務職の算定額であることから、対象被保険者は事務職の3人のみとなる。

2 対象経費について

定年の引上げ等の制度を規定した際に要した経費については、次の（１）から（６）までのいずれにも該当するものに限り、

他社による継続雇用については要件が異なりますので、別冊のパンフレットをご覧ください。パンフレットについては以下のホームページからダウンロードできます。

<https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/>

（１）委託内容、委託先

本助成金は制度助成であることから、制度変更にあたり要した経費に対して助成金の支給が行われます（専門家へ委託を行わず自社で実施した場合は対象となりません）。

定年の引上げ等の制度を規定した際に要した経費で、以下のイ、ロいずれかの経費であり、提出された書類により当該要件に該当することが確認できることが必要です。

- イ 就業規則の作成を専門家等（※１）へ委託した場合の委託費
- ロ 労働協約により定年の引上げ、定年の定め廃止、継続雇用制度の導入を締結するためコンサルタント（※２）との相談に要した経費

（※１）社会保険労務士、社会保険労務士法人、弁護士、弁護士法人、昭和55年9月1日までに行政書士会に入会している行政書士に限り、

（※２）専門家に加え、過去に当該業務の実績があり、業として実施していることが確認できる者に限り、

表 2.5

種別	作成	相談	指導	届出
就業規則	○	○	○	×
労働協約	○	○	○	-

（２）支払の完了

支給申請日までに支払が完了したものであって、提出された書類により支払の事実が確認できること（手形又は小切手による支払の場合、支給申請日までに決済が完了したものに限り、）。

（３）対象とならない費用

就業規則等の改正、届出等に係る申請事業主の従業員等の人件費（役員や有資格者等への報酬、賃金及び手当等をいう。）、交通費、消耗品費、会議費、その他申請事業主が社内負担することが適当と判断する費用でないこと。

（４）社会保険労務士事務所等が申請事業主である場合

申請事業主が社会保険労務士事務所や弁護士事務所等の専門的知識を有する事務所である場合は申請事業主となりません。自ら実施することが可能な業務を外部へ委託した際の費用についても対象となりません。

(5) 対象とならない委託先

助成金を申請する事業主と次の委託先との間の取引に要した費用ではないこと。

① 申請事業主が個人の場合

- イ 申請事業主の配偶者
- ロ 申請事業主の1親等以内の親族
- ハ 申請事業主の従業員
- ニ 次の者が役員である法人
 - a 申請事業主本人
 - b 申請事業主の配偶者
 - c 申請事業主の1親等以内の親族
 - d 申請事業主の従業員

② 申請事業主が法人の場合

- イ 申請事業主の役員
- ロ 申請事業主の役員の配偶者
- ハ 申請事業主の役員の1親等以内の親族
- ニ 申請事業主の従業員
- ホ 申請事業主の委託先の社労士等が役員である法人
 - a 申請事業主の役員
 - b 申請事業主の役員の配偶者
 - c 申請事業主の役員の1親等以内の親族
 - d 申請事業主の従業員

③ 就業規則の作成を社労士等以外の者に委託している場合

就業規則の作成を業として報酬を得て行うことは社会保険労務士の独占業務となっており（社会保険労務士法第27条）。

このため、就業規則の作成を前述の(1)イの※1以外の者（株式会社等）に委託している場合（契約確認書類において(1)イの※1の者であることが確認できない場合を含む）は、対象となりませんのでご注意ください。

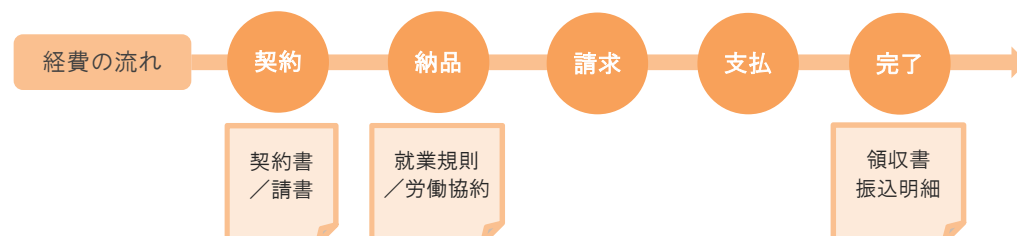
(6) 支払の実態がない場合

実際の支払を行わず、帳簿上の処理により経理処理したものでないこと。

また、申請事業主以外の者が対象経費を立替えて支払っている場合は対象となりません（他社による継続雇用制度の導入においては対象となる場合があります）。

(7) 経費の確認方法

対象となる経費に該当するかを確認するため、契約確認書類、支払確認書類（すべて写）により委託内容や時系列等に齟齬がないか確認を行います。



① 契約確認書類（契約書又は請書）

次のとおり、契約書等に記載された契約日又は期間内に契約内容の履行が確認できない場合は支給対象とはなりません。

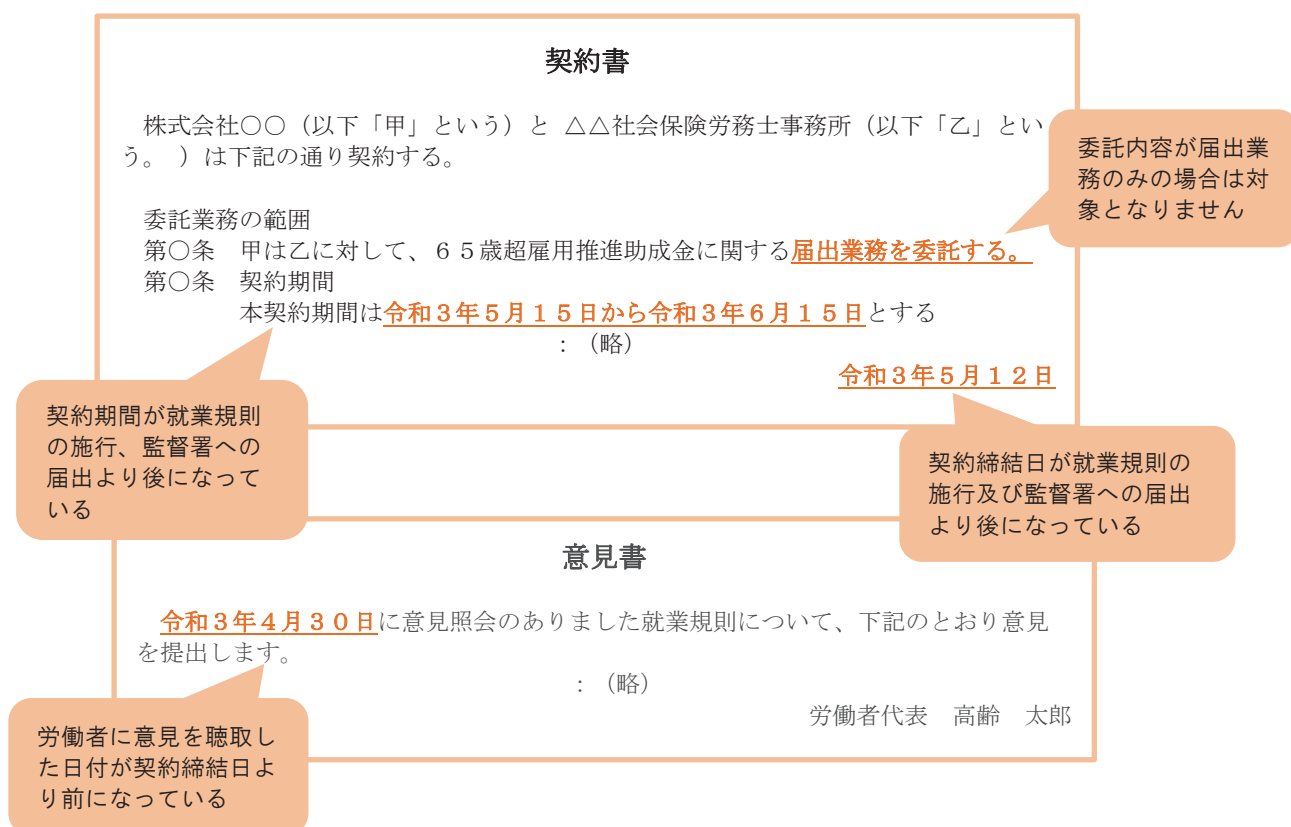
- イ 契約を締結する前（もしくは契約期間外）に、履行を行っている場合
- ロ 契約日以降（もしくは契約期間内）に、労働基準監督署への就業規則の届出のみを行っている場合

表 2 6

	契約から履行までの例	支給対象
1	契約→労働協約に関する相談→労働協約作成	○
2	契約→就業規則作成→労働者代表への意見確認→労働基準監督署への届出	○
3	労働協約に関する相談→労働協約作成→契約	× 上記イ
4	就業規則作成→労働者代表への意見確認→契約→労働基準監督署への届出	× 上記ロ
5	就業規則作成→労働者代表への意見確認→労働基準監督署への届出→契約	× 上記イ

※就業規則の届出に関する留意事項については44ページを参照してください。

▼ 対象にならない契約書等の例 （改正後就業規則がR3.5.1 施行、同日監督署へ届出の場合）



② 支払確認書類

支払方法、金額、支払完了日、支払先、支払が完了した事実が確認できる書類を提出してください。詳細については「第5 提出書類」の(9)を参照してください(47ページ)。



上記のほか、契約内容等の確認のため、必要に応じて他の書類の提出または提示を求めることがあります。

3 対象被保険者について

支給申請日の前日において、以下の（１）に該当する者（以下「対象被保険者」という。）が１人以上いることが必要です。

（１）対象被保険者の要件

① 雇用保険被保険者

当該事業主に１年以上継続して雇用されている者であって、支給申請日の前日において６０歳以上の雇用保険被保険者である者。

表２７ 対象被保険者となる者、ならない者の例

区分	対象被保険者となる者	対象被保険者とならない者
短時間就労者	定年前の無期雇用労働者	定年前の有期契約労働者
福祉施設の利用者	雇用関係がある	雇用関係のない福祉的就労である
法人の取締役及び合名会社等の社員、監査役、協同組合等の社団又は財団の役員等	支給申請日前日までに公共職業安定所に兼務役員雇用実態証明を提出している	左記の区分に記載された法人等の代表者、役員等（左記の者を除く）
事業主と同居の親族	支給申請日前日までに公共職業安定所に同居親族雇用実態証明書を提出している	個人事業の事業主と同居している親族（左記の者を除く）

② 定年前の無期雇用労働者／定年後の継続雇用者

定年前の無期雇用労働者又は無期雇用契約の定年後に希望者全員の継続雇用制度もしくは会社選別継続雇用制度により引き続き雇用されている者。

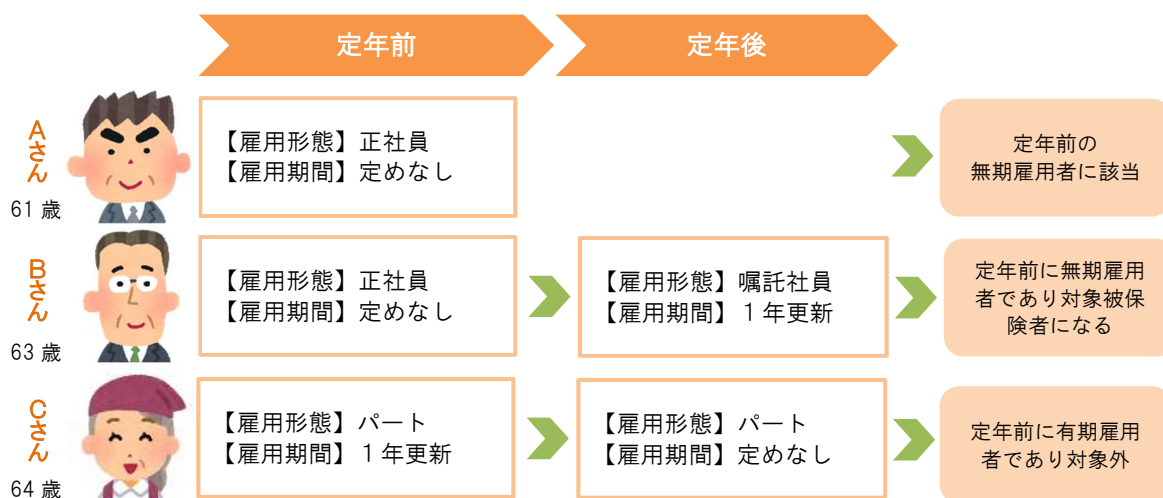
イ 無期雇用労働者とは

期間の定めのない労働契約により雇用されている労働者をいいます。本助成金では、改正前の就業規則において、例えば、定年年齢を６５歳と規定している場合、定年前の６０歳から６５歳までの無期雇用労働者をいいます。

ロ 定年後に希望者全員の継続雇用制度もしくは会社選別継続雇用制度により引き続き雇用されている者とは

改正前の就業規則において、例えば、定年年齢６０歳、継続雇用年齢６５歳と規定している場合、定年前から雇用されており、就業規則に規定された継続雇用制度により定年後も引き続き雇用されている６０歳から６５歳までの年齢の者をいいます。

▼ 定年前後の有期／無期雇用の例： 定年62歳、65歳まで継続雇用の場合



ハ 職種等区別に就業規則を定めている場合

定年の引上げ等の制度を規定した就業規則等の対象職種の者であることが必要です（1つの就業規則等で職種別に異なる制度を規定している場合も同様とする）。

例1

事務職と専門職でそれぞれ就業規則を定めており、改正前の就業規則において、事務職は定年年齢60歳、継続雇用年齢65歳、専門職は定年年齢65歳と規定していたが、事務職の就業規則のみ改正し、定年年齢を65歳とした場合

→ 事務職の就業規則が適用されていた者のみが対象になります

例2

改正前の就業規則において、「嘱託（定年後の継続雇用者）については別途定める嘱託就業規則による」としているが、別途規則に定めているものはなく、正規従業員の就業規則を準用している場合

→ 嘱託（定年後の継続雇用者）は改正前の就業規則の対象職種の者とならないため対象外となります

（2）対象被保険者にならない例

以下の者は対象となりません。

- ① 支給申請日前日における出勤状況が確認できない場合
- ② 60歳未満の者である場合
- ③ 定年前の無期雇用者、定年後の継続雇用者ではない場合
- ④ 賃金台帳により在籍確認ができない場合（休職者等）
- ⑤ 兼務役員を対象被保険者に計上した場合において、支給申請日の前日までに公共職業安定所に兼務役員雇用実態証明書を提出していない法人の役員
- ⑥ 定年年齢以上の年齢で、個別の雇用契約により新たに雇用された者
- ⑦ 定年年齢以上の年齢で、有期契約労働者から無期雇用労働者に転換された者
- ⑧ 就業規則等に規定された制度を適用せず、個別対応により雇用している者
- ⑨ 定年前から引き続き雇用しているが、就業規則等に規定された継続雇用年齢以上の年齢まで継続雇用している者
- ⑩ 定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者以外の有期契約労働者

4 高齢者雇用管理措置について








支給申請日の前日において、以下の（１）及び（２）のいずれも実施している事業主であることが要件の１つとなっています。

（１）高齢者雇用等推進者の選任

高齢者雇用等推進者とは、高齢者雇用安定法第１１条及び高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和４６年労働省令第２４号）第５条に規定する高齢者雇用等推進者で、高齢者雇用確保措置を推進するため、作業施設の改善その他の諸条件の整備を図るための業務を担当している者として、必要な知識及び経験を有している者の中から事業主が選任した者をいいます。

（２）高齢者雇用管理に関する措置の実施

次の a から g までの高齢者雇用管理に関する措置（以下「措置」という。）を１つ以上実施していること（措置の具体的な内容は２６ページを参照）。

a	 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等	e	 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進
b	 作業施設・方法の改善	f	 賃金体系の見直し
c	 健康管理、安全衛生の配慮	g	 勤務時間制度の弾力化
d	 職域の拡大		

（３）措置の実施方法

措置の実施にあたっては、「単発による実施」又は「規則等による実施」のいずれかによります。実施方法や措置の適用範囲については、次のとおりとなります。

表 28

種別	実施方法	適用範囲
単発による実施 （f及びgの措置を除く）	就業規則等において制度化されていない1回限りの措置として実施したものをいいます。	高齢者（55歳以上）に適用されるものであること。
規則等による実施 （bの措置を除く）	就業規則・社内規程等において制度化したものをいいます。	高齢者（55歳以上）を対象とし、規則等に適用範囲が明記されていること。

※「高齢者」とは…高齢者雇用安定法及び同法施行規則により55歳以上と定義されています。

ただし、次のいずれかに該当する場合は措置と認められません。

- ① 高年齢者以外（55歳未満の者）にも適用される場合
- ② 就業規則に規定した定年年齢又は継続雇用年齢を超えた者のみが適用される場合
- ③ その他、措置内容が高年齢者のための雇用管理措置に該当しないもの

(4) 確認資料

措置の内容は継続様式第2号（3）に記入いただくとともに、以下の確認資料を提出してください。

表29

措置の種類	確認資料	
a 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施	単発	・参加者名簿（実施日、対象者、年齢が明記されているもの） ・実施内容が確認できる書類（研修のレジュメ等）
	規則等	・就業規則（写）又は社内規程等の（写）
b 作業施設・方法の改善	単発	・納品書、領収書（写）、工事完了報告書（写）のいずれか ・導入内容が確認できる資料（写真、カタログ等）
c 健康管理、安全衛生の配慮	単発	・受診者名簿（実施日、対象者、年齢が明記されているもの） ・受診機関の領収書（写）
	規則等	・就業規則（写）又は社内規程等の（写）
d 職域の拡大	単発	・新旧の組織図又は就労配置図
	規則等	・就業規則（写）又は社内規程等の（写）
e 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進	単発	・新旧の組織図、就労配置図又は専門職に就任したことが確認できる書類（辞令等）の（写）
	規則等	・就業規則（写）又は社内規程等の（写）
f 賃金体系の見直し	規則等	・就業規則（写）又は社内規程等の（写）
g 勤務時間制度の弾力化	規則等	・就業規則（写）又は社内規程等の（写）

※ 過去に高年齢者職域拡大等助成金、高年齢者雇用モデル企業助成金、70歳定年引上げ等モデル企業助成金、高年齢者雇用安定助成金（高年齢者活用促進コース）、65歳超雇用推進助成金（高年齢者雇用環境整備支援コース）を当該措置により受給している場合はその助成金支給決定通知書等の（写）の提出でも可。

a 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等

単発

規則等



■ 措置の内容

高齢者の有する知識、経験等を活用できるようにするための効果的な職業訓練としての業務の遂行の過程外における教育訓練の実施又は教育訓練の受講機会の確保

■ 支給対象となりうる事例

- ▼ 高齢者の技能を向上させるための職業能力の開発、教育訓練
 - 高齢者を対象とした技能講習の受講
 - 資格取得講座の受講 等
- ▼ 高齢者の蓄積された知識や経験を若年者に伝えるための各種講習
 - 指導力向上セミナー
 - 伝承資料作成のための講習 等

■ 支給対象外となる事例

- ▼ 高齢者の職業能力の開発、教育訓練に該当しないもの
 - 事業所で実施する定例会議
 - 役職別研修
 - 寺社での座禅 等

b 作業施設・方法の改善

単発



■ 措置の内容

身体的機能や体力等が低下した高齢者の職業能力の発揮を可能とするための作業補助具の導入を含めた機械設備の改善、作業の平易化等作業方法の改善、照明その他の作業環境の改善及び福利厚生施設の導入・改善

■ 支給対象となりうる事例

- ▼ 高齢者の身体的負担を軽減するための機械設備の導入
 - シャベルによる手作業で行っていた残土運搬作業の際の高齢者の負担を軽減するため、ショベルカーを導入した
 - 介護施設においてリフト付き浴槽等の特殊浴槽を設置した
 - タクシーのデジタル無線配車システムを導入した
- ▼ 作業環境の改善
 - 視力の低下した高齢者のいる職場に LED を導入し環境を整えた

■ 支給対象外となる事例

- ▼ 高齢者の身体的負担の軽減になっていないもの
 - 視力の低下した高齢者に対するパソコンのディスプレイサイズを大きいものにした
 - 画面を大きくしても視力低下の負荷は軽減できないため
 - 高齢従業員の多い作業場に消火器や火災報知器を整備した
 - 事業主に求められる安全配慮義務の範囲内であるため
 - 高齢者をクレーム対応の担当から外した
 - 精神的な負担の軽減であり身体的機能や体力の低下の改善となっていない

c 健康管理、安全衛生の配慮

単発

規則等

■ 措置の内容



身体的機能や体力等が低下した高齢者の職場の安全性の確保、事故防止への配慮及び健康状態を踏まえた適正な配置

■ 支給対象となりうる事例

▼ 高齢者を対象とした法定外の健康管理、安全配慮

- 高齢者を対象に人間ドック受診のための制度を導入した(各種がん検診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診など)
- 高齢者を対象に生活習慣病予防検診(法定以上)の受診のための制度を導入した
- 健康の保持増進に関わる、生活習慣、運動習慣についての知識と実践の機会を提供した

■ 支給対象外となる事例

▼ 法定により実施が求められているもの

- 法定内の定期健康診断

- 1 既往歴及び業務歴の調査
- 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 4 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- 5 血圧の測定
- 6 貧血検査(血色素量及び赤血球数)
- 7 肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)
- 8 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)
- 9 血糖検査
- 10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
- 11 心電図検査

- 自動体外式除細動器(AED)の設置

▼ 会社が費用を負担していないもの

- 従業員の全額費用負担により法定外の健康診断を実施



d 職域の拡大

単発

規則等



■ 措置の内容

身体的機能の低下等の影響が少なく、高年齢者の能力、知識、経験等が十分に活用できる職域を拡大するための企業における労働者の年齢構成の高齢化に対応した職務の再設計等の実施

■ 支給対象となりうる事例

▼ 高年齢者の能力、知識、経験等が活用できる職域の拡大

- 運送業務において、長距離と短距離が混在する運行ルートであったが、高年齢者の身体的負担を軽減するために職務を再設計し、短距離のみに限定するルートを設定した
- 製造ラインにおいて、作業スピードの低下した高年齢者のために新たに一人で完結する組み立て業務を設け、自分のペースで無理なく働ける環境を整備した

■ 支給対象外となる事例

▼ 高年齢者の能力、知識、経験等が活用できる職域の拡大には該当しないもの

- 人材不足から働く意欲のある60歳以上の高年齢者を臨時募集し、パートとして工場内に配属した
- 既存の職務の欠員を新規採用により充足したものであり職域の拡大には該当しない

e 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進

単発

規則等



■ 措置の内容

高年齢者の知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進のための職業能力を評価する仕組みや資格制度、専門職制度等の整備

■ 支給対象となりうる事例

▼ 知識、経験等を活用できる配置

- 高年齢者とのペア就労により高年齢者のもつ技能の伝承を図るとともに、高い技能をもつ高年齢者は、指導役制度(専門職ポストとして資格要件を設定)により、専門職へ配置転換を行うこととした
- 運送業務の経験を活かし、配車業務へ配置転換した

▼ 知識、経験等を活用できる処遇

- 職制と責任を明確化し、技能評価結果を明示する

■ 支給対象外となる事例

▼ 制度が高年齢者に限定されていない

- 全従業員の主体的なキャリア形成や継続的な人材育成を目的として、技能検定合格報奨金制度、社内検定制度を設けた

f 賃金体系の見直し

規則等



■ 措置の内容

高齢者の就労の機会を確保するための能力、職務等の要素を重視する賃金制度の整備

■ 支給対象となりうる事例

▼ 新たな賃金制度の創設

- 生産ラインとは別の場所に技能伝承のみを行うスペースを設置、必要に応じて技術をもつ高齢者が若年従業員への技能指導を実施、その際の「指導手当」を新設する

■ 支給対象外となる事例

▼ 高齢者の能力、職務等の要素を重視した賃金制度となっていない

- 再雇用職員の給与について、再雇用職員用の俸給表を適用せず、再雇用直前の給与を適用し、毎年度継続実施する
- 在職年数ごとに一定額を加算する仕組みの導入
 - 再雇用者全員が一律に適用される制度であり、能力・職務等の要素を重視する取り扱いではないため



g 勤務時間制度の弾力化

規則等



■ 措置の内容

高齢期における就業希望の多様化や体力の個人差に対応するための短時間勤務、隔日勤務、フレックスタイム制、ワークシェアリング等を活用した勤務時間制度の弾力化

■ 支給対象となりうる事例

▼ 勤務時間等の弾力化

高齢者を対象に、制度を導入する目的(体力の低下、健康状態を考慮した本人の希望等)の記載、具体的な短時間勤務制度の内容、申請手続きについて規定していること

- 高齢者を対象とした短時間勤務
- 高齢者を対象とした短日数勤務(雇用保険の適用条件に外れない範囲での日数の調整となっていること)
- 高齢者を対象とした勤務時間インターバル制度(9時間以上のインターバルの導入)
- 高齢者を対象とした隔日勤務、短時間勤務
- 高齢者を夜勤勤務から除外し、日勤勤務のみとした

■ 支給対象外となる事例

▼ 制度化されていないため運用方法が確認できない

- 高齢者本人が短時間勤務の利用を申し出た際に、社長判断で承認の可否を決めている(就業規則等に規定せず口頭周知のみ)

▼ 勤務時間外の措置

- 時間外勤務の免除



5 高年齢者雇用安定法の遵守について

定年の引上げ等制度を実施した就業規則等については、以下の（１）及び（２）のとおり、高年齢者雇用安定法の「第８条」又は「第９条第１項」のいずれか一方でも規定と異なる定めがあれば支給対象事業主となりません。

規定と異なる定めをしていないことの確認は、就業規則等に明記されているかどうかによって行います。実際には継続雇用等を行っていたとしても、就業規則等に明記されていない場合は、支給対象事業主となりません（本助成金は制度助成であり、就業規則等の条文の文言により審査を行います。運用実態については審査の対象となりません）。

なお、令和３年４月１日より同法律が改正され、６５歳までの雇用確保（義務）に加え、６５歳から７０歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置が努力義務として新設されています。

（１）６０歳未満の定年の禁止

定年年齢を６０歳未満とすることは高年齢者雇用安定法第８条で禁止されています。

（２）６５歳までの高年齢者雇用確保措置

高年齢者雇用安定法第９条は第１項、高年齢者の６５歳までの安定した雇用を確保するため、定年年齢を６５歳未満としている事業主に、高年齢者雇用確保措置として、以下の①から③のうち、いずれかの実施を義務づけています。

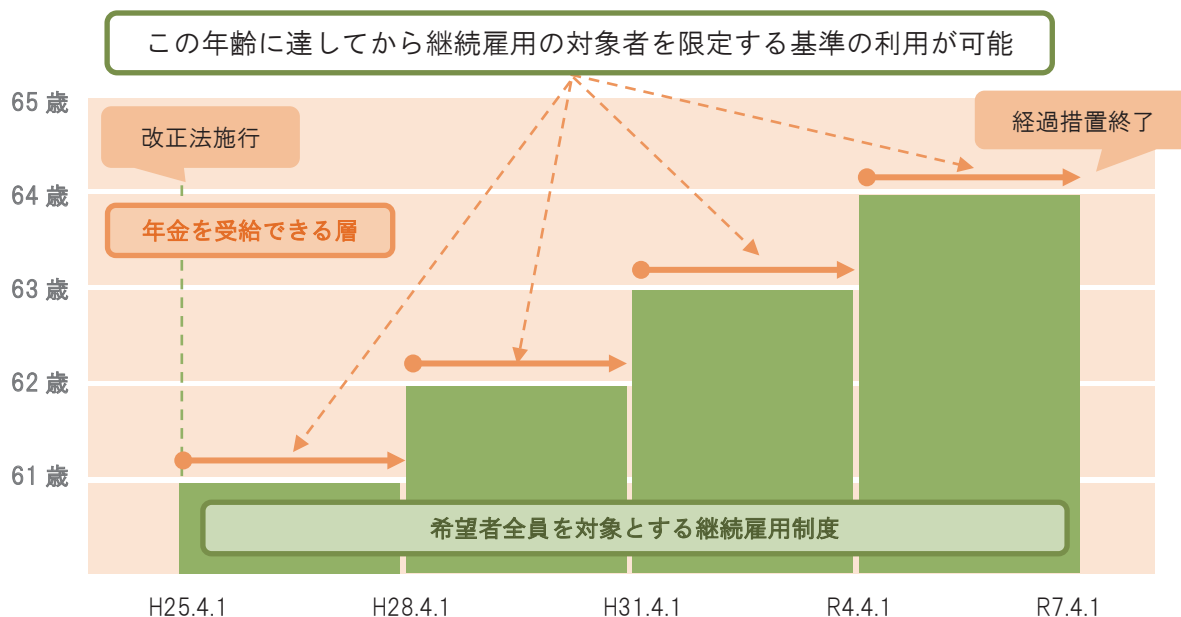
- ① 定年年齢を６５歳まで引上げ
- ② 希望者全員を６５歳まで継続雇用する制度の導入
- ③ 定年制の廃止

なお、継続雇用制度は希望者全員（※）を対象とすることが必要です。

※ 改正高年齢者雇用安定法では、経過措置として、継続雇用制度の対象者を限定する基準を年金支給開始年齢以上の者について定めることが認められています。基準の対象年齢は３年毎に１歳ずつ引上げられますので、基準の対象年齢の明記が必須であるため、就業規則の変更が必要になります。

なお、この経過措置は、改正高年齢者雇用安定法が施行されるまで（平成２５年３月３１日まで）に労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合に限り（３２ページ以降を参照）。

▼ 経過措置の図解



- 平成28年3月31日までは61歳以上の人に対して
- 平成31年3月31日までは62歳以上の人に対して
- 令和4年3月31日までは63歳以上の人に対して
- 令和7年3月31日までは64歳以上の人に対して

基準を適用することができません
 ※平成25年3月31日までに労使協定を締結している事業主に限り

(3) 70歳までの高齢者就業確保措置

令和3年4月1日施行の高年齢者雇用安定法により、以下のいずれかの措置を講ずる努力義務が新設されています。定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主や、65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く）を導入している事業主については、次の①～⑤までの措置を講じ、65歳から70歳までの安定した雇用を確保するよう努める必要があります。

- ① 70歳までの定年引上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入（特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む）
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

改正内容の詳細は厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/>）をご覧ください。

参考1：高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）（抜粋）

（定年を定める場合の年齢）

第8条 事業主がその雇用する労働者の定年（以下単に「定年」という。）の定めをする場合には、当該定年は、60歳を下回ることができない。ただし、当該事業主が雇用する労働者のうち、高年齢者が従事することが困難であると認められる業務として厚生労働省令で定める業務に従事している労働者については、この限りでない。

（高年齢者雇用確保措置）

第9条 定年（65歳未満のものに限る。以下この条において同じ。）の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の各号に掲げる措置（以下「高年齢者雇用確保措置」という。）のいずれかを講じなければならない。

一 当該定年の引上げ

二 継続雇用制度（現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。以下同じ。）の導入

三 当該定年の定め廃止

- 2 継続雇用制度には、事業主が、特殊関係事業主（当該事業主の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある事業主その他の当該事業主と特殊の関係のある事業主として厚生労働省令で定める事業主をいう。以下この項において同じ。）との間で、当該事業主の雇用する高年齢者であってその定年後に雇用されることを希望するものをその定年後に当該特殊関係事業主が引き続いて雇用することを約する契約を締結し、当該契約に基づき当該高年齢者の雇用を確保する制度が含まれるものとする。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用（心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等の継続雇用制度における取扱いを含む。）に関する指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

附則（平成24年9月5日法律第78号）

（経過措置）

- 3 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の第9条第2項の規定により同条第1項第2号に掲げる措置を講じたものとみなされている事業主については、同条第2項の規定は、平成37年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「係る基準」とあるのは、この法律の施行の日から平成28年3月31日までの間については「係る基準（61歳以上の者を対象とするものに限る。）」と、同年4月1日から平成31年3月31日までの間については「係る基準（62歳以上の者を対象とするものに限る。）」と、同年4月1日から平成34年3月31日までの間については「係る基準（63歳以上の者を対象とするものに限る。）」と、同年4月1日から平成37年3月31日までの間については「係る基準（64歳以上の者を対象とするものに限る。）」とする。

参考2：高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針

（平成24年11月9日厚生労働省告示第560号）（抜粋）

3 経過措置

改正法の施行の際、既に労使協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めている事業主は、改正法附則第3項の規定に基づき、当該基準の対象者の年齢を平成37年3月31日まで段階的に引上げながら、当該基準を定めてこれを用いることができる。

参考3：高年齢者雇用安定法Q & A（高年齢者雇用確保措置）（抜粋）

Q1-1：改正高年齢者雇用安定法においては、事業主が高年齢者雇用確保措置として継続雇用制度を導入する場合には、希望者全員を対象とするものにしなければならないのですか。

A1-1：事業主が高年齢者雇用確保措置として継続雇用制度を導入する場合には、希望者全員を対象とするものにしなればなりませんので、事業主が制度を運用する上で、労働者の意思が確認されることになると考えられます。

ただし、改正高年齢者雇用安定法の施行されるまで（平成25年3月31日）に労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主については、経過措置として、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者について継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められています。

なお、心身の故障のため業務に堪えられないと認められること、勤務状況が著しく不良で引き続き従業員としての職責を果たし得ないこと等就業規則に定める解雇事由又は退職事由（年齢に係るものを除く。）に該当する場合には、継続雇用しないことができます。

ただし、継続雇用しないことについては、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であることが求められると考えられることに留意が必要です。

（参考）老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで：61歳

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで：62歳

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで：63歳

平成34年4月1日から平成37年3月31日まで：64歳

Q1-2：当分の間、60歳に達する労働者がいない場合でも、継続雇用制度の導入等を行わなければならないのでしょうか。

A1-2：高年齢者雇用安定法は、事業主に定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置を講じることを義務付けているため、当分の間、60歳以上の労働者が生じない企業であっても、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置を講じていなければなりません。

Q1-4：継続雇用制度について、定年退職者を継続雇用するにあたり、いわゆる嘱託やパートなど、従来の労働条件を変更する形で雇用することは可能ですか。その場合、1年ごとに雇用契約を更新する形態でもいいのでしょうか。

A1-4：継続雇用後の労働条件については、高年齢者の安定した雇用を確保するという高年齢者雇用安定法の趣旨を踏まえたものであれば、最低賃金などの雇用に関するルールの範囲内で、フルタイム、パートタイムなどの労働時間、賃金、待遇などに関して、事業主と労働者の間で決めることができます。1年ごとに雇用契約を更新する形態については、高年齢者雇用安定法の趣旨にかんがみれば、年齢のみを理由として65歳前に雇用を終了させるような制度は適当ではないと考えられます。

したがって、この場合は、

- ① 65歳を下回る上限年齢が設定されていないこと
- ② 65歳までは、原則として契約が更新されること（ただし、能力など年齢以外を理由として契約を更新しないことは認められます。）

Q 1-7 : 継続雇用制度として、再雇用する制度を導入する場合、実際に再雇用する日について、定年退職日から1日の空白があってもだめなのでしょうか。

A 1-7 : 継続雇用制度は、定年後も引き続き雇用する制度ですが、雇用管理の事務手続上等の必要性から、定年退職日の翌日から雇用する制度となっていないことをもって、直ちに法に違反するとまではいえないと考えており、このような制度も「継続雇用制度」として取り扱うことは差し支えありません。
ただし、定年後相当期間において再雇用する場合には、「継続雇用制度」といえない場合もあります。

Q 2-1 : 当社の就業規則では、これまで、基準に該当する者を60歳の定年後に継続雇用する旨を定めていますが、経過措置により基準を利用する場合でも、就業規則を変えなければいけませんか。

A 2-1 : 改正高年齢者雇用安定法では、経過措置として、継続雇用制度の対象者を限定する基準を年金支給開始年齢以上の者について定めることが認められています。したがって、60歳の者は基準を利用する対象とされておらず、基準の対象年齢は3年毎に1歳ずつ引上げられますので、基準の対象年齢を明確にするため、就業規則の変更が必要になります。

【希望者全員を65歳まで継続雇用する場合の例】

第〇条 従業員の定年は満60歳とし、60歳に達した年度の末日をもって退職とする。ただし、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者については、65歳まで継続雇用する。

【経過措置を利用する場合の例】

第〇条 従業員の定年は満60歳とし、60歳に達した年度の末日をもって退職とする。ただし、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者であって、高年齢者雇用安定法一部改正法附則第3項に基づきなお効力を有することとされる改正前の高年齢者雇用安定法第9条第2項に基づく労使協定の定めるところにより、次の各号に掲げる基準（以下「基準」という。）のいずれにも該当する者については、65歳まで継続雇用し、基準のいずれかを満たさない者については、基準の適用年齢まで継続雇用する。

- (1) 引き続き勤務することを希望している者
- (2) 過去〇年間の出勤率が〇%以上の者
- (3) 直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がないこと
- (4) ○○○○

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64歳

継続雇用制度の対象者を限定する基準の対象年齢を明記

Q 2-2：就業規則において、継続雇用しないことができる事由を、解雇事由又は退職事由の規定とは別に定めることができますか。

A 2-2：法改正により、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みが廃止されたことから、定年時に継続雇用しない特別な事由を設けている場合は、高年齢者雇用安定法違反となります。ただし、就業規則の解雇事由又は退職事由と同じ内容を、継続雇用しない事由として、別に規定することは可能であり、例えば以下のような就業規則が考えられます。

【就業規則の記載例】

(解雇)

第〇条 従業員が次のいずれかに該当するときは、解雇することがある。

- ① 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、従業員としての職責を果たし得ないとき。
- ② 精神又は身体の障害により業務に耐えられないとき。
- ③ . . .

上記の解雇事由① ②③…と
同一の事由に限られます

(定年後の再雇用)

第△条 定年後も引き続き雇用されることを希望する従業員については、65歳まで継続雇用する。ただし、以下の事由に該当する者についてはこの限りではない。

- ① 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、従業員としての職責を果たし得ないとき。
- ② 精神又は身体の障害により業務に耐えられないとき。
- ③ . . .

厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>) より抜粋。検索サイトから「厚生労働省」「高年齢者雇用確保措置」で検索してください。QAはこの他にもありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。)

就業規則の記載内容により支給対象とならない場合の例

表 3 0

	種類	定年条項等の記載例	対象とならない理由
定年年齢の引下げ	過去に定年を定めていない職種に定年年齢を規定する場合	(改正前) 定年：正社員 65 歳／パート： <u>定年なし</u>	改正前に定年年齢を定めていない職種の就業規則においては、定年引上げの対象とならない
		(改正後) 定年：正社員 70 歳／パート： <u>70 歳</u>	
定年年齢等の引上げが確認できない	定年年齢の引上げが確認できない場合	(改正前) 定年 65 歳	就業規則の適用を受ける労働者全員について定年の廃止が確認できない。
		(改正後) <u>会社が認めた者は</u> 、定年を廃止する	
	特定職種の定年年齢等の引上げが確認できない場合	(改正前) 定年：正社員 65 歳／パート：65 歳	職種等区分で定年年齢の区分が異なる場合は最も若い者（複数該当する場合はいずれも）の引上げが確認できない
		(改正後) 定年：正社員 70 歳／ <u>パート 65 歳</u>	
	改正後就業規則において退職条項と定年年齢に齟齬がある場合	(改正前) 定年条項：満 60 歳、継続雇用 65 歳 退職条項：定年に達した日（満 60 歳）	改正後就業規則において退職条項の定年年齢が改定されておらず、定年年齢の引上げが確認できない
		(改正後) 定年条項：満 65 歳 退職条項：定年に達した日（ <u>満 60 歳</u> ）	
高年齢者雇用安定法第 8 条又は第 9 条第 1 項と異なる定め	第 8 条 ※60 歳より前に定年退職となる規定	定年は満 60 歳に <u>達する日の前日</u> をもって退職とする	「達する日」は年齢計算に関する法律（民法第 143 条の規定を準用）に基づき、誕生日前日の取扱いのため、誕生日の前々日となることから、60 歳より前に定年退職となる。
	第 9 条第 1 項 ※65 歳までの雇用確保が確認できない	<u>会社が認めた者は 65 歳まで再雇用する</u>	希望者全員について、65 歳までの雇用確保が確認できない。
		<u>〇〇の基準に該当する者は 65 歳まで再雇用する</u>	
		<u>満 65 歳まで再雇用することがある</u>	
		定年退職後、解雇事由、退職事由又は <u>懲戒事由</u> に該当しない者については 65 歳まで再雇用する [懲戒事由] 戒告、 <u>譴責</u> 、減給、出勤停止、 <u>諭旨解雇</u> 、懲戒解雇	継続雇用しない事由として、解雇・退職事由以外の基準（諭旨解雇・懲戒解雇を除く懲戒事由）を定めているものについては、65 歳までの雇用確保が確認できない。
	無期転換パートタイマーの定年年齢は、無期転換後の労働契約の初日が属する日における年齢により、次の各号に区分し、当該各号に掲げる年齢とする (1)60 歳未満…60 歳 (2)60 歳以上 65 歳未満…65 歳	無期転換後の労働契約の初日が属する日における年齢が 60 歳未満の者については、65 歳までの雇用確保が確認できない。	

※あくまでも一例であり、上記のほか就業規則の内容により支給対象とならない場合があります。

第4 支給申請手続きに関する留意事項等

1 助成金を受給できない事業主

次のいずれかに該当する事業主は、この助成金を受給できません。

- ① 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納付していない事業主（※）（支給申請日の翌日から起算して2か月以内に納付を行った事業主を除く）
（※）令和3年度の支給申請においては、平成31／令和元年度以前の年度（平成31年度／令和元年度・30年度・29年度・・・）に滞納がある場合をいいます。
- ② 申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
- ③ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主
- ④ 暴力団と関わりのある事業主
- ⑤ 暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属している事業主又は事業主の役員等
- ⑥ 申請日又は支給決定日の時点で倒産している事業主
- ⑦ 雇用保険適用事業所の事業主でない事業主（※）
（※）原則、雇用保険被保険者数が0人の場合や、事業所が廃止されている場合等を指します。
- ⑧ 平成31年3月31日以前に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給の取り消しを受けたことがあり、当該不支給決定日又は支給決定取消日から3年を経過していない事業主
- ⑨ 平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給決定取り消しを受けたことがあり、当該不支給決定日又は支給決定取消日から5年を経過していない（※）事業主
（※）5年を経過しても、不正受給に係る請求金が納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、納付日まで受給できません。
- ⑩ 平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給に関与した役員等がいる事業主（受給できない期間は上記⑨と同じ）

- ⑪ 機構が審査に必要な事項についての確認を行う際に協力すること、不正受給が発覚した場合に、機構が実施する事業主名等（※1）の公表を行うこと及び支給を受けた助成金の返還等（※2）について、あらかじめ承諾していない事業主
- （※1）事業主の名称、代表者氏名、役員等（不正に関与した役員等に限る）氏名、事業所の名称及び所在地、事業概要並びに不正受給の金額及び不正の内容を機構ホームページで公表します。また、社会保険労務士又は代理人が不正受給に関与していた場合は、社会保険労務士又は代理人の事務所の名称、所在地、氏名及び不正の内容を機構ホームページで公表します。
- （※2）不正受給の場合は、①不正受給により返還を求められた額、②不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3%の割合で算定した延滞金、③不正受給により返還を求められた額の20%に相当する額の合計額を請求します。
- なお、不正受給以外の事由により本来受けることのできない助成金を受けた場合は、当該受け取った額を請求します。
- ⑫ 「支給要件確認申立書」（共通要領様式第1号）の別紙「役員等一覧」又は「役員等一覧と同内容の記載がある書類を提出していない事業主
- ⑬ 雇用保険関係助成金要領（※）に従うことについて、承諾していない事業主
- （※）「雇用関係助成金支給要領」は、都道府県労働局が行う雇用関係助成金の支給事務に関して定めた通達であり、厚生労働省ホームページに掲載していますので、ご確認ください。
- ⑭ 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（※）
- （※）その資本金の全部又は大部分が国からの出資（*a）による法人、その事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金又は補助金（*b）によって得ている法人に限ります。
- （*a）特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第98条に規定する雇用勘定（以下「雇用勘定」という。）から支給されるものに限ります。
- （*b）雇用勘定から支給されるものに限ります。
- ⑮ 国、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条の規定の適用を受ける地方公共団体が経営する企業を除く）、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人
- ＜対象となる法人の例＞
- 株式会社等の営利法人、NPO法人、医療法人、社会福祉法人、宗教法人、学校法人等

2 併給調整

(1) 過去の助成金の受給歴がある場合

助成金の支給を受けることができる事業主が、平成25年5月16日以降に高年齢者雇用安定助成金（高年齢者活用促進コース）のうち定年引上げ等の措置に関して支給を受けた場合には、助成金は支給しません。

具体的な措置の内容が異なる場合であっても、「定年引上げ等の措置」について高年齢者雇用安定助成金の支給を受けたことがある場合は支給しません。

また、過去に65歳超雇用推進助成金（継続雇用促進コース）で70歳以上の制度の導入（定年引上げ等）を実施している場合は2回目の申請は行えません（2回目の申請についての詳細は4ページを参照）。

(2) 国等による補助金等の受給がある場合

助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、他の国又は地方公共団体等の補助金等の支給を受けた場合（※）には、当該支給事由によっては、助成金は支給しません。

（※）機構の65歳超雇用推進プランナー及び高年齢者雇用アドバイザーが実施する企画立案サービスを含みます。但し、支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、企画立案書を受領した場合に限ります。

3 助成金の返還等

(1) 返還の義務

助成金の支給を受けた事業主が、偽りその他不正の行為によって助成金の支給を受けた場合は、受給した助成金の全部又は一部を返還する義務を負います。

(2) 延滞金について

助成金の支給を受けた事業主が不正受給を行った場合、不正受給により返還を求められた額に加え、不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3%の割合で算定した延滞金及び当該返還額の20%に相当する額の合計額を支払う義務を負います。

(3) 不正の行為以外の事由による返還

助成金の支給を受けた事業主が、偽りその他不正の行為以外の事由により支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合は、当該支給すべき額を超えて支払われた部分の額を返還する義務を負います。

4 代理人等の取扱い

(1) 代理人等の定義

支給申請にあたって社会保険労務士等に提出代行等を依頼する際は以下に留意してください。また、本項では以下のとおり定義します。

表 3 1

提出代行	提出義務者本人が行うべき申請書等の提出手続に必要な一切の事務処理を提出義務者本人に代わって社会保険労務士が行うことから提出「代行」とされ、申請書等の提出手続に関して行政機関等に事実上の説明補正等を行い得るにとどまります。
事務代理	事務代理は社会保険労務士が本人（当該社会保険労務士に対して代理権限を与えた者をいう。）に代わって申請等を行うことから、委任の範囲内で内容の変更等を行い得るのみならず、申請等について責任をもって処理できるよう当該申請等に係る行政機関等の調査又は処分に関する主張又は陳述を行い得ます。
代理人	従業員以外の第三者を代理人として選任して、助成金の支給申請を行う場合を指します。

(2) 事業主が会社の従業員等に提出行為を行わせる場合

① 従業員が提出行為のみ行う場合（意思決定の主体とならない場合）

支給申請事業主の事業所における従業員が支給申請書の提出のみ行う場合、代理人ではなく、いわゆる使者であることから委任状の提出は不要です。但し、使者が行うことのできる手続きは、支給申請者である事業主の意思を伝達することに限られることにご留意ください。

なお、当該使者が支給申請事業主の事業所の従業員であることについて、都道府県支部等での受付時に、社員証等身分を証明できるものの提示を求めて確認します（承諾を得たうえで写しをとらせていただきます）。

② 従業員に提出行為以外も行わせる場合（意思決定の主体となる場合）

支給申請事業主の事業所における従業員が、単に支給申請書等の提出を行うだけでなく、支給申請書等の内容面に係る修正を行う場合には、下記(3)③の代理人が代理する場合と同様の取扱いとなります。

③ 事業所の長が事業主の代理人として支給申請等に係る手続きを行う場合（上記②の例外

事業主が法人である場合であって、当該法人の役員（代表者以外の者に限る。）又は当該支給申請事業所の長（支店長、工場長等営業所や支店の営業・事業の主任者であることを示す名称が付された者に限る。）が事業主の代理人として支給申請等に係る手続きを行う場合は、委任状の提出は不要です。

なお、当該代理人が当該法人の役員又は当該支給申請事業所の長であることについて、都道府県支部での受付時に、社員証等身分を証明できるものの提示を求め確認します（承諾を得たうえで写しをとらせていただきます）。

（３）事業主が会社の従業員以外の者に提出代行を行わせる場合

① 社会保険労務士が代行又は代理する場合

社会保険労務士が、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第2条第1項第1号の2又は第1号の3に基づき、「提出代行者」又は「事務代理者」として支給申請書等の提出を行う場合には、支給申請書等に事業主の記載社会保険労務士の住所及び連絡先電話番号を記載することに加え、社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第1号）第16条から第16条の3までの規定に基づき、「提出代行者」又は「事務代理者」と表示し、かつ、社会保険労務士の名称を冠して記載しなければなりません。

なお、本助成金の提出代行に関する経費については、18ページの制度を規定した際に要した経費には該当しませんのでご注意ください。

おって、当該支給申請等に係る支給決定通知等については、社会保険労務士ではなく、支給申請者である事業主に直接通知します。

② 弁護士が代理する場合

弁護士が支給申請等に係る手続きを代理する場合には、社会保険労務士法第27条（業務の制限）の適用を受けずに、代理人として支給申請等に係る手続きを行うことが可能です。

なお、弁護士が代理する場合は委任状の提出が必要です。

③ 支給申請事業主の事業所の従業員以外の代理人が代理する場合

事業主は、事業所の従業員以外の第三者を代理人として選任して、助成金の支給申請等を行わせることができます（※）。

この場合、代理人は、支給申請書等に代理人の氏名住所及び連絡先電話番号を記載するとともに、その代理する事業主の住所及び氏名（事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名）を記載するものとします。

また、支給申請書等の受理にあたっては、正当な権限のある代理人であるか否かを確認するため、委任状（原本）の提出を求めることとします（上記（２）③の場合を除く）。

加えて、当該代理人が委任状に記載された代理人であることについて、都道府県支部での受付時に、社員証等身分を証明できるものの提示を求めて確認します（承諾を得たうえで写しをとらせていただきます）。

(※) 社会保険労務士法第27条において、非社会保険労務士の業務の制限が設けられており、同条の適用除外となっている者（弁護士等）以外の者が、「他人の求めに応じ」、「報酬を得て」、「業として（反復継続して行うこと又は反復継続して行う意思をもって行うこと）」、支給申請等に係る手続きを行っている場合には、同法違反として処罰される場合があります。同法違反について疑義が生じた場合は、関係機関に確認することがあります。

(4) 社会保険労務士又は代理人が申請等に係る手続きを代行又は代理する場合の承諾

「支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）」の「社会保険労務士又は代理人記入欄」に関する事項に承諾していることが必要です。当該事項に承諾がない場合は、社会保険労務士又は代理人が行う申請は受理できません。

(5) 社会保険労務士又は代理人が不正受給に関与していた場合の取扱い

① 連帯債務

社会保険労務士又は代理人が不正受給に関与していた場合（偽りその他不正の行為の指示やその事実を知りながら黙認していた場合を含む。以下同じ。）は、申請事業主と連帯して、不正受給により返還を求められた額に加え、不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3%の割合で算定した延滞金及び当該返還額の20%に相当する額の合計額を支払う義務を負います。

② 申請の取扱い

社会保険労務士又は代理人が不正受給に関与していた場合は、不支給とした日又は支給を取り消した日から起算して5年間は雇用関係助成金に係る社会保険労務士が行う提出代行、事務代理に基づく申請又は代理人が行う申請を受理しません。

なお、支給を取り消した日から5年を経過しても、不正受給に係る請求金が納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、納付日まで社会保険労務士が行う提出代行、事務代理に基づく申請又は代理人が行う申請を受理しません。

③ 公表

社会保険労務士又は代理人が不正受給に関与していた場合は、事務所の名称（法人等の場合は法人等名を含む。）、所在地、氏名及び不正の内容を機構ホームページで公表します。ホームページへの掲載は、不支給決定をした日又は支給を取り消した日から起算して、5年を経過するまでの期間行います。ただし、5年を経過しても、不正受給に係る請求金が納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、納付日まで延長します。

第5 提出書類

1 提出書類について

- 支給申請にあたっては、次の書類を提出してください
- 申請書等に不明な点がある場合、助成金の支給はできません。
- 提出書類については都道府県支部での受理後、1部を事業主控えとしてお返しします。
- マイナンバー（個人番号）の記載がある書類は、黒塗りするなどしてマイナンバー（個人番号）が見えないようにマスキング処理のうえ提出してください。
- 詳細については「2 提出書類に係る留意事項」を参照してください。

他社による継続雇用については要件が異なりますので、別冊のパンフレットをご覧ください。パンフレットについては以下のホームページからダウンロードできます。
<https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/>

▼ 提出書類一覧

表3 2

☑	提出書類	提出範囲		提出部数		
		必須	該当者	原本	写し	
☐	(1)	支給申請書（様式第2号） （1）～（3）	○		1部	2部
		支給申請額算定表（別紙1）	○		1部	2部
		記載事項補正・補足票（別紙2）		○	1部	2部
		旧就業規則に関する申立書（補助様式1）		○	1部	2部
		雇用保険適用事業所等一覧表（補助様式2）		○	1部	2部
		支給要件確認申立書（共通要領 様式第1号）	○		1部	2部
☐	(2)	登記事項証明書等（写）	○		-	2部
☐	(3)	定年及び継続雇用が確認できる就業規則等（写）	○		-	2部
		労使協定書（写）		○	-	2部
☐	(4)	雇用保険適用事業所設置届事業主控（写）	○		-	2部
☐	(5)	対象被保険者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等（写）	○		-	2部
☐	(6)	対象被保険者の出勤簿等（写）	○		-	2部
☐	(7)	対象被保険者の賃金台帳（1年分）（写） ※雇用保険加入期間が1年未満又は休職者の場合		○	-	2部
☐	(8)	兼務役員雇用実態証明書（写）		○	-	2部
☐	(9)	経費の支払いが確認できる書類（写） （契約書、支払確認書類）	○		-	2部
☐	(10)	預金通帳等（写）	○		-	2部
☐	(11)	高齢者雇用管理に関する措置を確認する資料（写）	○		-	2部
☐	(12)	委任状		○	1部	-
☐	(13)	提出書類チェックリスト	○		1部	-

2 提出書類に係る留意事項

(1) 申請様式

3部（原本1部、写2部）

申請様式は以下のとおりです。様式の記入例は49ページ以降を参照してください。

表33

様式名	提出範囲
継続様式第2号(1)支給申請書	全ての申請者
継続様式第2号(2)対象被保険者	全ての申請者
継続様式第2号(3) 高齢者の雇用管理に関する措置	全ての申請者
継続様式第2号(別紙1) 支給申請額算定表	全ての申請者
継続様式第2号(別紙2) 記載事項補正・補足票	様式に記載されている事由に該当し、補正等が必要な場合のみ提出
旧就業規則に関する申立書 (補助様式1)	労働者の数が常態として10人未満の事業場において、下記(3)の改正前の就業規則を労働基準監督署に届け出していない場合は提出
雇用保険適用事業所一覧表 (補助様式2)	複数の雇用保険適用事業所又は労働保険番号を有する場合は提出してください。事業所が複数の都道府県にまたがる場合も全ての事業所について記入してください。雇用保険適用事業所番号及び労働保険番号が主たる事業所と同一で複数の都道府県にまたがらない場合は提出不要です。
支給要件確認申立書(65歳超雇用推進助成金)(共通要領様式第1号)	全ての申請者

(2) 登記事項証明書等(写)

2部

登記事項証明書(写)(支給申請日から3か月前の日までの間に発行されたもの)を提出してください。

法人格がない団体の場合は事業内容を示す定款または組織の実態が分かる書類(原本と相違がないことを証する記載のあるもの)を提出してください。

個人事業主の場合は所得税申告書(写)又は開業届(写)を提出してください。

(※)登記情報提供サービス(インターネット上で法人の登記情報を確認できるサービス)から登記情報を印刷したものは、証明書になりませんのでご注意ください。

(3) 定年及び継続雇用が確認できる就業規則等(写)

2部

① 改正前、改正後の就業規則等の提出

旧定年制度及び継続雇用制度が確認できる改正前の就業規則等(写)及び定年の引上げ等の制度を実施した改正後の就業規則等(写)を提出してください。改正後の就業規則については、企業全体において、高齢者雇用安定法第8条又は第9条第1項の規定と異なる定めをしてないかを確認します。

就業規則については、労働基準監督署に届出済のものがが必要です。労働基準監督署の受領印のあるもので、従業員の意見書の写しが付されたもの及び就業規則届(又は変更届)を提出してください。

なお、労働者の数が常態として10人未満の事業場において、改正前の就業規則を労働基準監督署に届け出ている場合は、上記(1)表33の「旧就業規則に関する申立書」(補助様式1)を従業員全員の氏名を記載のうえ提出してください。

ただし、改正後の就業規則については労働者の人数に関わらず必ず届出が必要です。

就業規則に以下の3点を併せて提出してください。

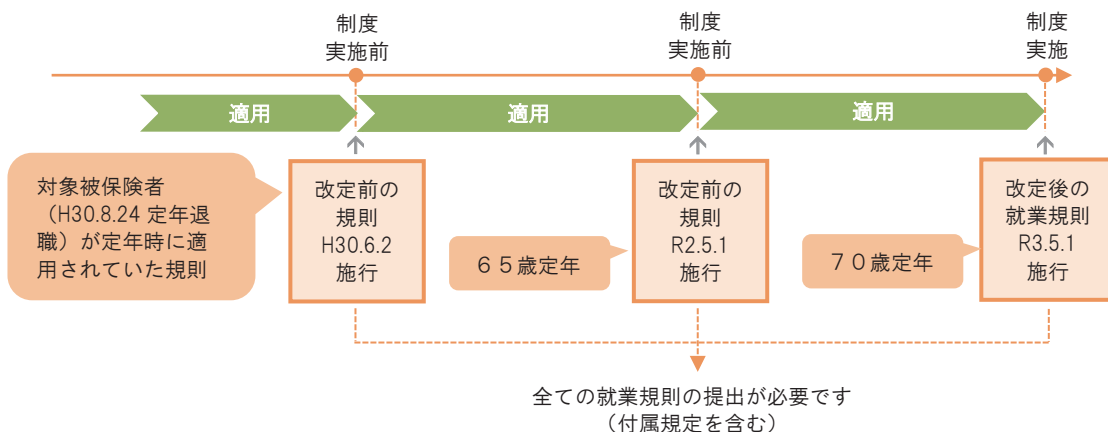
- 就業規則変更届(写)
- 意見書(写)
- 就業規則の全文又は変更部分

改正前、改正後の就業規則に係る届出が
いずれも変更部分のみの場合は全文が
確認できるものも提出してください

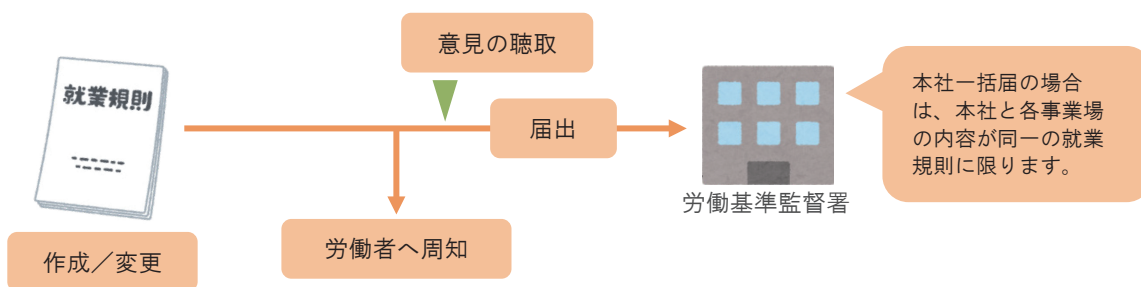
就業規則変更届 令和〇年×月△日 ○〇労働基準監督署長 殿 今回、別添のとおり当社の就業規則を変更いたしましたので、意見書を添付のうえ提出します。 ***** ***** *****	意見書 令和〇年×月△日 ○〇〇〇 殿 令和〇年×月〇日付けをもって意見を求められた就業規則について、下記のとおり意見を提出します。 記 ***** ***** 労働者代表 ○〇〇〇	就業規則変更部分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>新</th> <th>旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第〇条(定年) 従業員の定年は〇歳とする。</td> <td>第〇条(定年) 従業員の定年は△歳とする。</td> </tr> <tr> <td>第〇条 ***** ***</td> <td>第〇条 ***** ***</td> </tr> </tbody> </table>	新	旧	第〇条(定年) 従業員の定年は〇歳とする。	第〇条(定年) 従業員の定年は△歳とする。	第〇条 ***** ***	第〇条 ***** ***
新	旧							
第〇条(定年) 従業員の定年は〇歳とする。	第〇条(定年) 従業員の定年は△歳とする。							
第〇条 ***** ***	第〇条 ***** ***							


- (※) 労働協約により定めている場合は当該協約(写)(労使の記名押印があるもの)を提出してください。
- (※) 事業場が複数ある場合の取扱いは下記③を参照してください。
- (※) 職種等区分(社員、パート、嘱託など)ごとに定められている場合、再雇用制度等を別に規定している場合についてはそれらの就業規則も提出してください。
- (※) 定年後の対象被保険者が定年時に適用していた就業規則が、上記①の規則に含まれない場合は当該規則についても提出してください。
- (※) 平成28年10月19日以降最高の定年年齢が上記①の規則に含まれない場合は、当該規則についても提出してください。
- (※) 船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第6条第1項に規定する船員は、高年齢者雇用安定法の適用除外のため、船員の実業規則については対象外となります。
- (※) 就業規則において実施日(施行日)が確認できない場合は、次のイもしくはロの日付を実施日として取扱います(優先順位はイ→ロ)
 - イ 就業規則に添付されている労働者代表の意見書の日付
 - ロ 労働基準監督署への届出日

▼ 提出の範囲の例



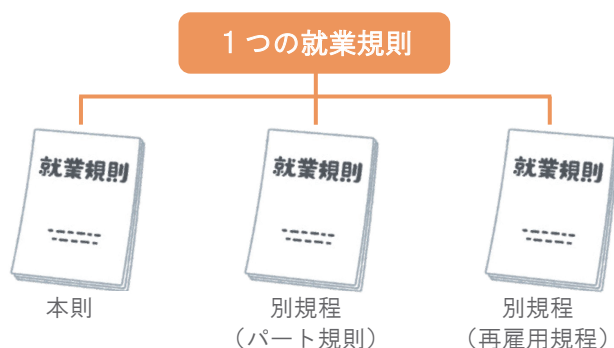
▼ 就業規則の作成・変更、届出の流れ（労働基準法第90条、第106条）



 就業規則の届出については、電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」（<http://www.e-gov.go.jp>）にて、電子申請ができます。e-Gov 電子申請システムにより申請手続を行う場合は、申請手続後にシステム画面に表示される手続名、到達番号、問合せ番号、到達結果、申請者名、到達日時のわかる「到達確認画面」もしくは e-Gov からの連絡メールの写しを提出ください。

② 付属規程について

就業規則本則以外に別規程を設ける場合はそれらの付属規程も提出してください。ただし、定年引上げ等に関係のない規程（旅費規程、慶弔規程、育児・介護休業規程等）の提出は不要です。付属規程の取扱いは、すべての付属規程が本則と一体として一つの就業規則となります。したがって、別に定めるとしながら、別規程が存在しない場合は、就業規則として確認できない場合があります。また、別規程であっても、それぞれ法定の作成手続き、労働者への周知が必要となります。



③ 事業場が複数ある場合の取扱いについて

事業場が複数ある場合は以下のとおり提出してください。

表 3 4

事業場の状況	労働基準監督署への届出	就業規則等の提出範囲
本社等主たる事業所の就業規則を準用している	就業規則の本社一括届出している	届出の際に提出した就業規則等の写しを提出
本社等主たる事業所の就業規則を準用している	事業場毎に届出を行っている	「記載事項補正・補足票」（別紙2）にその旨申立ての上、本社等主たる事業所の就業規則のみを提出
事業場毎に異なる就業規則を使用している	事業場毎に届出を行っている	本社等主たる事業所、事業場の全ての就業規則を提出

※ 提出する就業規則は労働基準監督署の受付印のあるものの写しを提出してください。
 ※ 労働者の数が常態として10人未満の場合で労働基準監督署に届出を行っていない場合は併せて「旧就業規則に関する申立書」（補助様式1）を事業場毎に提出してください。

(4) 雇用保険適用事業所設置届事業主控 (写)

2部

最新のを提出してください(雇用保険事業主事業所各種変更届事業主控(写)でも可)。複数の雇用保険適用事業所を有する場合は、すべての適用事業所について提出してください。

(5) 対象被保険者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等 (写)

2部

対象被保険者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写)又は事業所別被保険者台帳(写)を提出してください。

(6) 対象被保険者の出勤簿等 (写)

2部

対象被保険者の在籍確認のため、支給申請日前日から起算して1ヵ月分の出勤簿等(写)を提出してください。

(7) 対象被保険者の賃金台帳 (写)

該当者のみ

2部

以下に該当する場合は、在籍確認のため、対象期間の賃金台帳(写)を提出してください。

表35

対象被保険者の状況	提出期間
雇用保険資格取得日が支給申請日の前日から起算して1年未満の日である場合	支給申請日前日から起算して1年前の日から雇用保険資格取得日までの期間
退職者	支給申請日前日から起算して1ヵ月

(8) 兼務役員雇用実態証明書 (写)

2部

対象被保険者が役員である場合は、公共職業安定所に提出された兼務役員雇用実態証明書の写し等、支給申請日前日までに兼務役員に関する雇用保険の手続きがなされたことが確認できる書類を提出してください。

(9) 経費の支払が確認できる書類 (写)

2部

経費が適正に支払われたことを確認するため、以下の①～②の書類を提出してください。

① 契約書(または請書)

契約内容等について、対象経費に該当する部分ができるように、マーカー(印)をつけて提出してください。

② 支払確認書類

支払方法、金額、支払完了日、支払先、支払が完了した事実が確認できる次の書類。

イ 現金の場合

領収書又は現金出納帳

ロ 振込の場合

ア 銀行振込の場合

振込明細書(銀行振込受領書)又は申請事業主の金融機関の通帳記入部分(又は入出金明細)

- b 現金振込の場合
振込明細書（銀行振込受領書）又は現金出納帳
- c 口座振替の場合
申請事業主の金融機関の通帳記入部分
- d 手形・小切手の場合
領収書、当座勘定照合表及び半券
- e インターネットバンキングの場合
インターネット上のページを印刷したもの（予約画面ではなく振込後のもの）

- ※ 契約書、領収書等、上記の支払確認書類についてはすべて申請事業主あてのものを対象とします（他社による継続雇用制度による申請を除く）。
- ※ 領収書については、次のイからニのいずれかに該当する場合、原則として対象外とします。
 - イ 領収書に虚偽の疑いのあるもの
 - ロ 但し書きの無いもの等領収書の内容が特定されないもの
 - ハ 発行日付、発行者の記載が無いもの
 - ニ 契約書の契約者と領収書の受領者が一致していないもの
- ※ 銀行振込受領書、金融機関の通帳記入部分、入金明細を確認書類としている場合、取扱金融機関、口座名義（申請事業主名義のものであって、日常的に事業活動に使用されている口座に限る）、振込の日付、金額、振込相手方が確認できるものを添付してください。
- ※ 顧問契約に対象経費が含まれる場合は、「制度を規定した際に要した経費」の発生する日（作成物がある場合は納品日、相談に要した経費であれば相談日）が含まれる契約期間における契約確認書類及び支払確認書類を提出してください。
- ※ クレジットカード払いの場合、申請事業主名義のカードのみを対象とします。支給申請日までに決済が完了したことが確認できる書類を提出してください。
- ※ 支給対象経費の金額、内容、支払い方法、取引の形態等によっては、それらの内容を確認できる書類の提出を別途求めることがあります。

(10) 預金通帳（写）等

2部

事業所名義の振込口座（主に事業の用に供する口座）が確認できるものを提出してください。

(11) 高年齢者雇用管理に関する措置を確認する書類

2部

継続様式第2号（3）に記載した措置内容が確認できる資料（25ページ参照）を提出してください。

(12) 委任状（原本）

該当者のみ

1部

代理人を選任し申請を行わせる場合は、委任状を提出してください（代理人については、40ページを参照）。

(13) 提出書類チェックリスト（原本）

1部

申請を行おうとする事業主は、上記（1）から（12）の内容に準じてA4用紙で番号順に揃えた上で、提出書類チェックリストの提出書類欄に必要事項を記入し、事業主欄にレ点でチェックを入れた上で提出してください。

上記のほか、記載事項を確認するため、必要に応じて書類の提出をまたは提示を求めることがあります。

第6 支給申請書等の記入方法

1 65歳超雇用推進助成金支給申請書（継続様式第2号（1））

継続様式第2号（1）

65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）支給申請書

65歳超雇用推進助成金の支給を受けたいので、裏面留意事項を承諾のうえ関係書類を添付し申請します。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

1 申請事業主

2の④の制度実施日の翌日から起算して2ヶ月以内の日付

*受付番号 M03-

*受理印

①申請年月日	令和 3 年 8 月 2 日	②主たる事務所の雇用保険適用事業所番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 - 1	③雇用保険適用事業所番号数	2 個
④(フリガナ) 事業主の名称	カブキカイシャワカバ 株式会社若葉		⑤代表者 職名・氏名	代表取締役 高齢 太郎	
⑥(フリガナ) 主たる事業所の所在地	チバケンチバシワカバクミハマ 千葉県千葉市若葉区美浜1-2-		⑦電話番号	*** -	
⑨常時雇用する労働者数	120 人	⑩主たる事業の内容	食料品製造業	⑪産業分類 (中分類番号)	09 4
⑫助成金の受給歴	<input checked="" type="checkbox"/> 過去に70歳以上の措置（定年が70歳未満、継続雇用が70歳以上の場合を除く）で本助成金を受給していない <input checked="" type="checkbox"/> 過去に高齢者雇用安定助成金（定年引上げの措置に限る）を受給していない <input checked="" type="checkbox"/> その他国等の助成金において本助成金と同一事由の可能性のある助成金を受給していない				

2 労働協約又は就業規則による定年の定め等

（※他社による継続雇用制度を申請する場合は受け入れ先の他社の情報を記入してください）

①改正を行った就業規則等の種類（名称）	正社員就業規則、パートタイム就業規則			
②その他の就業規則等がある場合はその名称	臨時従業員就業規則			
	実施年月日 (就業規則等の施行日)	(イ) 定年年齢	(ロ) 希望者全員を対象とした継続雇用年齢	(ハ) 基準に該当する者を対象とした継続雇用年齢
③過去最高の定年年齢等 (改正前)	平成 30 年 4 月 1 日	65 歳	70	
④現在の定年年齢等 (改正後)	令和 3 年 6 月 15 日	70 歳	75	

3 制度を規定した際の経費

定年を廃止した場合は99歳と記入

①経費の内容	就業規則作成に係る経費	②支払相手方	美浜社会保険労務士事務所
③支払完了日	令和 3 年 4 月 1 日	④金額	60,000 円
⑤関係者との取引の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 申請事業主と関係者との間に要した経費でない		

4 支給申請額

(A) 実施内容

※該当する口欄にチェック（レ印）をつけてください（複数回答可）

労働協約又は就業規則の改正により実施した措置	<input type="checkbox"/> 65歳への定年引上げ
	<input type="checkbox"/> 66歳以上への定年引上げ
	<input checked="" type="checkbox"/> 70歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止
	<input checked="" type="checkbox"/> 希望者全員を66歳～69歳までの年齢まで雇用する継続雇用制度導入
	<input checked="" type="checkbox"/> 希望者全員を70歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度導入
	<input type="checkbox"/> 他社による継続雇用制度の導入

(B) 助成金支給申請額

※支給金額算定表（別紙1）で計算した額

120

2回目の申請の場合は既受給額から今回申請額を差し引いた後の金額を記入してください。

万円

5 振込先

①金融機関名	〇〇銀行	②金融機関コード	0000	③支店名	幕張支店	④支店コード	000
⑤預金科目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他	⑦(フリガナ) 口座名義	カ) ワカバ 株式会社若葉				
⑥口座番号	1 2 3 4 5 6 7	フリガナ、口座名義は通帳等に記載されているとおり記入してください					

6 事業所担当者、提出代行者等

事業所担当者	職名 総務課長	氏名 高齢 美子	電話番号 *** - *** - ****
提出代行者	<input checked="" type="checkbox"/> 提出代行者 <input type="checkbox"/> 事務代理者 <input type="checkbox"/> 代理人 ※いづれかを選択		
事務代理者	住所 〒 *** - ****		
代理人	千葉県中央区春日1-2-3		
	職名 社会保険労務士	氏名 稲毛 太郎	電話番号 *** - *** - ***

留意事項 [65歳超雇用推進助成金(65歳超継続雇用促進コース)支給申請書]

1 記入上の注意

- (1) 「1 申請事業主」について ※支給申請日の前日における状況を記入してください。
- [②欄] 申請事業主の主たる事務所の雇用保険適用事業所番号を記入してください。
- [③欄] 企業全体で所有している雇用保険適用事業所番号の数を記載してください。
- [⑤欄] 申請する事業主の代表者の職名と氏名を記載してください。
- [⑥欄] 主たる事務所の所在地を記入してください。登記事項証明書等の所在地と異なる場合(例えば、支社、支店等が実質的な法人としての活動を行っている場合等)は、その理由を別紙2「記載事項補正・補足票」に記入し、添付してください。
- [⑦欄] 主たる事務所の電話番号を記入してください。
- [⑧欄] 本助成金の申請回数を記入してください(2回目の申請については令和2年度制度以前に受給し、かつ70歳未満の制度を実施した場合(定年が70歳未満、継続雇用年齢が70歳以上の場合を除く)に限ります)。
- [⑨欄] 常時雇用する労働者数は、2か月を超えて使用される者であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等である者の数を記入してください。
- [⑩⑪欄] 日本標準産業分類に基づく産業分類(中分類番号)及び業種区分を記入してください。
- [⑫欄] 企業全体において、過去に受給していない場合はチェックをつけてください。受給している場合は支給対象となりません。受給した額は問いません。
- (2) 「2 労働協約又は就業規則による定年の定め等」について
- [①欄] 定年の引上げ等の制度を実施(改正)した労働協約又は就業規則等の名称を記入してください。
- [①欄] [①欄] に記載した就業規則等以外の就業規則等の有無及び名称を記入してください。
- [③欄] 平成28年10月19日以降から定年の引上げ等の制度を実施する前(改正前)までの間の労働協約又は就業規則等における定年年齢等のうち、最も高い年齢及び当該定年年齢等の実施年月日(就業規則等の施行日)を記入してください。今回改正した制度のみではなく、改正前後の規則に規定されている全ての制度の年齢を記入してください。定年年齢等が就業場所、職種又は勤務形態等の区分により異なる場合は最も低い年齢を、定年年齢等を従業員が自由に選択できる制度の場合は選択可能な最も高い年齢を記入してください。
- [④欄] 支給申請日の前日における定年年齢等(労働協約又は就業規則による定年の引上げ等の制度を実施した後(改正後)の定年年齢等)及び実施年月日を記入してください。定年年齢等が就業場所、職種又は勤務形態等の区分により異なる場合は最も低い年齢を、定年年齢等を労働者が自由に選択できる制度の場合は選択可能な最も高い年齢を記入してください。なお、改正後の就業規則は労働基準監督署に届け出し、事業所の労働者に周知したものに限り、定年を廃止した場合は年齢欄に「99歳」と記入してください。
- (3) 「3 制度を規定した際の経費」について
- 2の[④欄]の定年の引上げ等の制度を規定した際の支払いが完了した経費の内容等を記入してください。
- [⑤欄] 関係者とは、次の(イ)又は(ロ)の者をいいます。関係者との取引に要した経費でない場合はチェックをつけてください。関係者との取引に要した経費は対象経費となりません。
- (イ) 申請事業主が個人の場合
a申請事業主の配偶者、b申請事業主の1親等以内の親族、c申請事業主の従業員、d次の者が役員である法人((a)申請事業主本人、(b)申請事業主の配偶者、(c)申請事業主の1親等以内の親族、(d)申請事業主の従業員)
- (ロ) 申請事業主が法人の場合
a申請事業主の役員、b申請事業主の役員の配偶者、c申請事業主の役員の1親等以内の親族、d申請事業主の従業員、e申請事業主の委託先の労務士等が役員である法人((a)申請事業主の役員、(b)申請事業主の役員の配偶者、(c)申請事業主の役員の1親等以内の親族、(d)申請事業主の従業員)
- (4) 「4 支給申請額」について
継続様式第2号別紙1の③支給申請額の金額を記入してください。
- (5) 「5 振込先」について
法人の場合の口座名義は、法人名義のものを指定してください。また、指定する口座は事業主等が事業の用に供する金融機関口座を指定してください。
- (6) 事業所担当者、提出代行者等の「事業所担当者」欄は、社会保険労務士等が代行する場合でも必ず記入してください。
- (7) 提出代行者、事務代理人又は代理人が提出する場合、「提出代行者・事務代理人・代理人」欄に記載してください。

裏面も印刷してください

2 提出上の注意

- (1) 支給申請書は、労働協約又は就業規則による定年引上げ等を実施した日(2④「実施年月日」)の翌日から起算して2か月以内に、事業主のたる事業所(本社、本店等)の所在する都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪においては高齢・障害者窓口サービス課)(以下「支部高齢・障害者業務課等」という。)に提出してください。
- (2) 支給申請書を提出する場合、次の書類を添付してください(添付書類の詳細は支給申請の手引きを参照)。
- ア 登記事項証明書(写)(法人格のない団体の場合は事業内容を示す定款(写)(原本と相違ないことを証する記載のあるもの)、個人事業主の場合は所得税申告書(写)又は開業届(写))
- イ 定年引上げ等を実施したことが確認できる改正前後の労働協約(写)又は労働基準監督署に届け出た就業規則(写)(65歳までの高齢者雇用確保措置を基準該当者を対象とする継続雇用制度により講じている場合は、当該基準を定めた労使協定書(写)を含む。)ただし、労働者の数が常態として10人未満の事業場において、定年の引上げ等の制度の実施前(改正前)の就業規則を労働基準監督署に届け出ている場合は、当該就業規則及び従業員全員の氏名を記載した「旧就業規則に関する申立書」(補助様式1)を添付
- ウ 雇用保険適用事業所設置届事業主主控又は雇用保険事業主事業所各種変更届事業主主控のうち最も新しいもの(写)
- エ 雇用保険適用事業所等一覧表(補助様式2)(雇用保険適用事業所又は労働保険番号が複数ある事業主に限る。)
- オ 継続様式第2号(2)対象被保険者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写)等、雇用保険の資格取得状況が確認できる書類
- カ 継続様式第2号(2)対象被保険者の出勤簿等(写)
- キ 対象被保険者の賃金台帳(写)(対象被保険者の雇用保険加入期間が1年未満又は休職者の場合)
- ク 対象被保険者が役員の場合は兼務役員の雇用実態証明書(写)
- ケ 「3 制度を規定した際の経費」の契約、履行、支払の確認ができる書類
- コ 預金通帳(写)等、助成金の振込先口座の確認ができる書類
- サ 支給金額算定表(別紙1)
- シ 支給要件確認申立書(65歳超雇用推進助成金)(共通要領様式第1号)
- ス 高齢者雇用管理に関する措置の確認ができる書類
- セ 代理人による申請を行う場合は委任状(原本)
- ソ 提出書類チェックリスト

3 申請に当たっての注意

- (1) 助成金の支給に関して、調査又は報告を求められる場合があります。求められた書類等が機構の定める期限までに提示又は提出されない場合には、助成金は支給しません。
- (2) 不正受給を行った事業主は、助成金の返還を求められることがあります。
- (3) 不正受給を行った事業主は、事業主の名称、代表者氏名等を当機構ホームページで公表します。手段が悪質な場合などは、刑事事件として告発することがあります。
- (4) 機構に提出した支給申請書、添付書類の写しなどは、支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。
- (5) 助成金の支給・不支給の決定、支給決定の取消しなどは、行政不服審査上の不服申立ての対象となりません。
- (6) 社会保険労務士又は社会保険労務士でない者が、報酬を得て、社会保険労務士法第2条第1項から第2号までに掲げる業務を業として行った場合、社会保険労務士法第27条に違反となり、処罰される場合があります。

2 対象被保険者（継続様式第2号（2））

継続様式第2号（2）対象被保険者

(65歳超継続雇用促進)

7 対象被保険者 申請上限は(1)と(2)の合計が10人までです
 申請日 R3.8.2
 対象被保険者総数 4人
 申告欄 対象被保険者に下記の記載内容に相違ないことを確認しました

(1)(2)に記載した対象被保険者本人に確認の上図を入れてください

【添付書類】
 ・全員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写)又は事業所別被保険者台帳(写)
 ・全員の出勤簿等(写)
 ・休職者や雇用保険加入期間が1年に満たない者は賃金台帳(写)
 ・対象被保険者が役員である場合は兼務役員雇用実態証明書(写)
 ※申請人数は(1)と(2)の合計が10名以下となるようにしてください。
 (審査の結果、対象被保険者と認められない場合は他に対象者がいるかどうかを確認します)

該当する書類を添付してください

(1) 定年後の継続雇用者 2人

No.	①氏名	②生年月日	③申請日 日の年齢	④定年年齢	⑤定年年齢に 達する日 (誕生日前日)	⑥定年退職日	⑦所属事業所名	⑧雇用保険 資格取得日	⑨定年前の 雇用形態	⑩定年後の 雇用形態	⑪定年に適用して いた就業規則等の名称	⑫定年に適用 していた就業規 則の施行日
1	〇〇 〇〇	S28.1.16	68	65	H30.1.15	H30.1.20	本社	S50.4.1	正社員	嘱託	正社員就業規則	H29.4.1
2	△△ △△	S31.5.1	65	65	R3.4.30	R3.5.20	本社	H19.6.23	正社員	嘱託	正社員就業規則	H30.4.1
3			自動計算		自動計算							
4			自動計算		自動計算							
5			自動計算		自動計算							
6			自動計算		自動計算							
7			自動計算		自動計算							
8			自動計算		自動計算							
9			自動計算		自動計算							
10			自動計算		自動計算							

就業規則上に規定されて
いる定年前後の雇用形態
を記入してください

定年の規定が「定年年齢
に達した日の属する賃金
締切日(20日付)に退
職」の場合の例

(2) 定年前の労働者 2人

No.	①氏名	②生年月日	③申請日 日の年齢	④定年年齢	⑤定年年齢に 達する日 (誕生日前日)	⑥定年退職 予定日	⑦所属事業所名	⑧雇用保険 資格取得日	⑨雇用形態	⑩適用している 就業規則等の名称
1	□□ □□	S33.6.1	63	70	R10.5.31	R10.6.20	本社	H20.6.2	正社員	正社員就業規則
2	×× ××	S34.8.28	61	70	R11.8.27	R11.9.20	〇×事務所	H28.10.15	正社員	正社員就業規則
3			自動計算		自動計算					
4			自動計算		自動計算					
5			自動計算		自動計算					
6			自動計算		自動計算					
7			自動計算		自動計算					
8			自動計算		自動計算					
9			自動計算		自動計算					
10			自動計算		自動計算					

定年を廃止した場合は記
入は不要です

定年廃止の場合は「99」
を入力してください

3 高年齢者雇用管理措置（継続様式第2号（3））

継続様式第2号（3）
（65歳超継続雇用促進コース）

8 高年齢者の雇用管理に関する措置内容

（1）高年齢者雇用等推進者の選任

氏名	機構 太郎	役職	総務部長	配置日	平成 28 年 4 月 1 日
----	-------	----	------	-----	-----------------

（2）雇用管理措置

- ① 高年齢者の雇用管理に関する措置内容について、実施した措置の内容及び実施方法に○を記入してください。（複数選択可）

措置の内容	実施方法	
	単発	規則等
a 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等		
○ b 作業施設・方法等の改善	○	-
○ c 健康管理、安全衛生の配慮	○	
d 職域の拡大		
e 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進		
f 賃金体系の見直し	-	
○ g 勤務時間制度の弾力化	-	○

実施した措置の内容及び実施方法に○を記入してください

規則等による実施の場合は以下に具体的な規則名と規定している条文番号を記入してください。
社内規程による実施の場合は規程そのものを添付し、以下に周知方法を記載してください。

就業規則第○条△項に規定

② 導入（実施）時期

令和 2 年 2 月 1 日

規則等による実施の場合のみ記入してください。社内規程による場合は周知方法を記入してください

③ 具体的な内容

b 機械設備を導入した場合は、改善前後の内容が分かる内容を記入してください

b 精密な制度を求められる金属研磨作業を高年齢従業員が行っているが、工場内の照度が低く視力の衰えた高年齢従業員の負担となっていたため、作業場の照明器具をLED照明に交換することにより負担軽減を図った。

c 60歳以上の高年齢者を対象に、会社負担で人間ドックを受診させた。

g 体力の低下、健康状態を考慮した本人の希望に対応するために、65歳以上の高年齢者を対象に、本人が希望した場合は、現在の勤務時間を1日あたり1時間から3時間の範囲で短縮できる制度を設けた。

g 勤務時間制度の弾力化の場合は具体的な短縮時間を記入してください

④ 55歳以上の措置対象者（単発で実施した場合のみ記入してください）

※名簿等による資料の提出でも可

対象者氏名	年齢	対象者氏名	年齢	対象者氏名	年齢
千葉 大	62				
上総 玲子	64				

単発による実施の場合は対象者の氏名と年齢を記入してください

※必ず支給申請の手引きに記載されている確認資料を併せて提出してください。

4 支給金額算定表（継続様式第2号 別紙1）

継続様式第2号 別紙1
(65歳超継続雇用促進コース)

支給申請額算定表

1. 実施した制度の算定額

①から順に該当する項目の口欄にチェック(レ印)をつけ、矢印のとおり進んでく
2つ以上の制度を実施した場合は最も高い金額の制度のみチェック(レ印)をつ

継続様式第2号(2)対象被保険者に
記入した対象被保険者数を選択

単位：円

①実施した制度		②引上げた年数	③対象被保険者数	【A】④算定額
定 年 制 度	<input type="checkbox"/> 65歳 複数実施した場合は最も金額 が高いもののみを選択		<input type="checkbox"/> 10人未満	<input type="checkbox"/> 250,000
			<input type="checkbox"/> 10人以上	<input type="checkbox"/> 300,000
	<input type="checkbox"/> 66歳～69歳	<input type="checkbox"/> 5歳未満	<input type="checkbox"/> 10人未満	<input type="checkbox"/> 300,000
			<input type="checkbox"/> 10人以上	<input type="checkbox"/> 350,000
		<input type="checkbox"/> 5歳以上	<input type="checkbox"/> 10人未満	<input type="checkbox"/> 850,000
			<input type="checkbox"/> 10人以上	<input type="checkbox"/> 1,050,000
<input checked="" type="checkbox"/> 70歳以上又は廃止		<input checked="" type="checkbox"/> 10人未満	<input checked="" type="checkbox"/> 1,200,000	
		<input type="checkbox"/> 10人以上	<input type="checkbox"/> 1,600,000	
継 続 雇 用 制 度 希 望 者 全 員	<input type="checkbox"/> 66歳～69歳	<input type="checkbox"/> 4歳未満	<input type="checkbox"/> 10人未満	<input type="checkbox"/> 150,000
			<input type="checkbox"/> 10人以上	<input type="checkbox"/> 200,000
		<input type="checkbox"/> 4歳	<input type="checkbox"/> 10人未満	<input type="checkbox"/> 400,000
			<input type="checkbox"/> 10人以上	<input type="checkbox"/> 600,000
	<input type="checkbox"/> 70歳以上		<input type="checkbox"/> 10人未満	<input type="checkbox"/> 800,000
			<input type="checkbox"/> 10人以上	<input type="checkbox"/> 1,000,000

2. 支給申請額

※②の既受給額は2回目の申請を行う場合に記入してください(1回目の申請の場合は「0円」)。

①算定額	②既受給額(※)	③支給申請額
1,200,000円	0円	1,200,000円

1度本コースで受給しており、
2回目の申請を行う場合は1回目
に受給した金額を記入してくださ
い(※差し引き0円以下となる場
合は申請できません)

変 更 欄	【変更事由】	【算定額】
	<input type="checkbox"/> 実施した制度 <input type="checkbox"/> 引上げた年数 <input type="checkbox"/> 対象被保険者数	
	(⇒)	変更前 変更後 <input type="text"/> 万円 ⇒ <input type="text"/> 万円

※上記変更欄は審査の結果、算定額が変更になる場合に使用してください。

5 記載事項補正・補足票（継続様式第2号 別紙2）

継続様式第2号 別紙2
(65歳超継続雇用促進コース)

記載事項補正・補足票

令和 3 年 8 月 2 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

申請事業主代表者 職名・氏名 代表取締役 高齢 太郎

労働者代表従業員氏名 千葉 大

1～4の事項に該当する場合のみ
記入してください

労働者代表に確認の上チェックを
いれてください

下記の内容に間違いのないことを労働者代表従業員に確認しましたか。

はい

1. 支給申請書について補足・補正事項がある場合は、該当するものにを入れて下欄にその理由をご記入ください。

- 継続様式第2号（1）の事業主の名称・代表者職名・氏名・主たる事務所の所在地の修正が必要な場合
 主たる事務所の所在地と登記事項証明書等の所在地が相違している場合

登記事項証明書の所在地は代表取締役の居住地であり、実質的な法人としての活動は主たる事業所の所在地で行っている。

2. 就業規則等について補足・補正事項がある場合は、該当するものにを入れて下欄にその理由をご記入ください。

- 改正前の就業規則について、労働基準監督署の受理日が当該就業規則の施行日の翌日から起算して6ヶ月を超えている場合
 複数の事業場を有しており、本社の就業規則を準用している場合
 常時10人未満の労働者を有している事業場が多数存在し、本社機能を有している事業場の就業規則を周知している場合
 就業規則の本則に規定する「別に定める規則」がない場合
 意見書・届出書を紛失又は提出できない場合
 申請事業主と異なる事業主の就業規則を提出した場合

〇〇事務所については本社の就業規則を準用している。

3. 対象被保険者について申立てを要する場合は、該当するものにを入れて下欄にその理由をご記入ください。

併せて該当対象被保険者に内容を確認の上、対象被保険者氏名欄にご記入ください。

- 出勤簿・賃金台帳等に記載されている入社日と雇用保険資格取得日が相違している場合
 対象被保険者が支給申請日前日において休職している場合

入社時は短時間の有期労働契約で雇用しており、雇用保険資格取得日に正社員となり雇用保険に加入したため、相違している。

補足等の事項に該当する対象被保険者の氏名を記入

対象被保険者氏名	上総 玲子				
----------	-------	--	--	--	--

4. その他、支給申請の審査において照会を受けた事項に関し、回答を要する場合は以下に記入してください。

なお、申請様式の事業主控えを修正し、その写しを提出することで足りる場合は本欄への記入は不要です。

4については審査の照会を受けた事項のみ記入してください

6 旧就業規則に関する申立書（補助様式1）

常時雇用する労働者が10人未満の場合でかつ改正前の就業規則を労働基準監督署に届出していない場合のみ提出してください。

補助様式1

(65歳超継続雇用促進コース)

(2 枚中の 1 枚)

旧就業規則に関する申立書

[従業員が常時10人未満の事業場であって旧就業規則等を労働基準監督署に届け出していない場合]

事業場名 幕張事務所

当社の定年引上げ等の制度実施改正（改正前）の制度については、下記のとおり実施していることを申し立てます。記載内容に相違ありません。偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金を受け又は受けようとした場合には、機構ホームページでの公表、受給した助成金の返還（延滞金及び違約金を付加）、及び悪質な場合には刑事事件として告発することについて同意します。
また、内容の確認を機構が行う場合には協力します。

記

従業員が常時10人未満の事業場であって、定年の引上げ等の制度の実施前（改正前）の場合、当該就業規則等に定めた定年及び継続雇用制度の年齢、当該就業規則等の実施

改正前の就業規則等に定めた定年及び継続雇用の年齢、当該就業規則等の実施日（施行日）について記入してください
労働基準監督署に届け出していない改正前の就業規則のみ記載してください

規則名	正社員就業規則		施行日	平成 30 年 4 月 1 日	
定年年齢	60 歳	希望者全員継続雇用年齢	65 歳	会社選別継続雇用年齢	70 歳
周知方法	雇入時に配布・説明を行い、改正時に全従業員に配布している。また、事務所内の掲示板に掲示している。				

規則名	パートタイム就業規則		施行日	平成 30 年 4 月 1 日	
定年年齢	60 歳	希望者全員継続雇用年齢	65 歳	会社選別継続雇用年齢	70 歳
周知方法	雇入時に配布・説明を行い、改正時に全従業員に配布している。また、事務所内の掲示板に掲示している。				

周知方法について具体的に記入してください

規則名	臨時従業員就業規則		施行日	平成 30 年 4 月 1 日	
定年年齢	60 歳	希望者全員継続雇用年齢	65 歳	会社選別継続雇用年齢	70 歳
周知方法	雇入時に配布・説明を行い、改正時に全従業員に配布している。また、事務所内の掲示板に掲示している。				

令和 3 年 8 月 2 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

上記の内容に相違ないことを確認しました。
※内容に相違がないことを従業員全員に確認しましたか。

はい

申請事業主

名称 : 株式会社若葉

代表者職名 : 代表取締役

代表者氏名 : 高障 太郎

※従業員全員の氏名を記載してください。

労働者代表従業員氏名 : 千葉 大

従業員氏名 : 東京子

事業場の労働者代表及び従業員全員の氏名を記載してください

従業員氏名 : 福井 和

従業員氏名 :

従業員氏名 : 秋田 三広

従業員氏名 :

従業員氏名 :

従業員氏名 :

7 雇用保険適用事業所等一覧表（補助様式2）

補助様式2

令和3年8月2日

雇用保険適用事業所等一覧表

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 理事長 殿

事業主 株式会社 若葉

代表者 職名・氏名 代表取締役 高齡 太郎

主たる事務所の雇用保険適用事業所番号を記入してください

雇用保険適用事業所番号	事業所名	所在地	常時雇用する労働者数	労働保険番号	番号
1 主たる事業所の適用事業所番号 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 1	本社	千葉県千葉市若葉区美浜1-2-3	30	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 - 2 3 4	
2 3 4 5 - 6 5 4 3 2 1 - 3	茨城事務所	茨城県水戸市浦和1-2-4	90	4 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 - 3 2 1	
					複数の労働保険番号を有する場合は記入してください 特に建設業を主とする場合は必ず現場の労働保険番号も記入してください
計 (雇用保険適用事業所番号数) 2 個			120名	(労働保険番号数)	個

総括雇用様式第2号(1)の「⑦常時雇用する労働者数」と一致していることを確認してください

備考

(注)雇用保険適用事業所又は労働保険番号を複数有する場合は、すべての事業所についてご提出ください。
事業所が複数の都道府県にまたがる場合も、すべての事業所について記入してください。
「常時雇用する労働者」とは、2か月を超えて雇用される者であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、通常の労働者と概ね同等である者を含みます(雇用保険被保険者の人数ではありません。)

8 支給要件確認申立書（65歳超雇用推進助成金）（共通要領様式第1号）

共通要領 様式第1号 (R3.4.1)

支給要件確認申立書（65歳超雇用推進助成金）

事業主記載事項	※1 確認欄
1 法人名： 株式会社若葉 法人番号： 1234567890123	年 月 日 確認
2 事業所名称：	確認者 _____
3 雇用保険適用事業所番号： 1234-567890-1	
<p>○ 以下の4から15までの事業活動等に係る状況について、「はい」「いいえ」のどちらかを○で囲んでください。後述の「記載にあたっての留意点」の内容を了解した上でご回答下さい。</p> <p style="padding-left: 20px;">・ 4から15までについて はい ・ いいえ</p> <p style="padding-left: 20px;">・ 「いいえ」がある場合の該当番号 _____</p>	
4 平成31年3月31日以前に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがない、又は受けたことがあるが、当該不支給決定日又は支給決定取消日から3年を経過している。	<input type="checkbox"/>
5 平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがない、又は受けたことがあるが、当該不支給決定日又は支給決定取消日から5年を経過している。	<input type="checkbox"/>
6 平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給に関与した役員等がない。	<input type="checkbox"/>
7 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がない。	<input type="checkbox"/>
8 支給申請日の前日から起算して過去1年において、労働関係法令違反により送検処分を受けていない。	<input type="checkbox"/>
9 風俗営業等関係事業主でない。	<input type="checkbox"/>
10① 事業主若しくは事業主団体（以下「事業主等」という。）又は事業主等の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員でない。	<input type="checkbox"/>
② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていない。	<input type="checkbox"/>
③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給せず、又は便宜を供与しないなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力をせず、若しくは関与していない。	<input type="checkbox"/>
④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていない。	<input type="checkbox"/>
⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない。	<input type="checkbox"/>
11 事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行っていない又は行う恐れがある団体等に属していない。	<input type="checkbox"/>
12 倒産していない。	<input type="checkbox"/>
13 雇用関係助成金について不正受給を理由に支給決定を取り消された場合、機構が事業主名等を公表することに承諾する。	<input type="checkbox"/>
14 役員等の氏名、役職及び生年月日が記載されている別紙「役員等一覧」又は同内容の記載がある書類を添付している。	<input type="checkbox"/>
15 「雇用関係助成金支給要領」に従うことに承諾する。	<input type="checkbox"/>

➡ 裏面にも記載事項があります。

支給申請日の前日で申立を行ってください

令和 3 年 8 月 1 日 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 理事長 殿
(千葉 支部長)

1 から 15 までの記載事項については、いずれも相違ありません。また、1 から 15 までの事業活動等又はその他の審査に必要な事項についての確認を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（都道府県支部）が行う場合には協力します。

また、本助成金に関し、偽りその他不正の行為等により本来受けることのできない助成金を受けた場合は、請求があった場合、直ちに請求金（※）を弁済します。

※請求金は、偽りその他不正の行為による場合は、①不正受給により返還を求められた額、②不正受給の日の翌日から納付の日まで、年 3 % の割合で算定した延滞金、③不正受給により返還を求められた額の 20% に相当する額の合計額です。なお、偽りその他不正の行為以外の事由により本来受けることのできない助成金を受けた場合は、当該受け取った額です。

事業主 住所 千葉県千葉市若葉区美浜 1-2-3 電話番号 ***-***-***
名称 株式会社若葉
氏名
代表取締役 高齢 太郎

代理人又は 住所 千葉県中央区春日 1-2-3 電話番号 ***-***-***
社会保険労務士 名称 美浜社会保険労務士事務所
(提出代行者・事 氏名
務代理者の表示) 社会保険労務士 稲毛 太郎

※社会保険労務士が事業主の申請を代わって行う場合、上欄に事業主の氏名等を、下欄に社会保険労務士法施行規則第 16 条第 2 項又は同規則第 16 条の 3 の規定により氏名等を記載してください。また、代理人が事業主の申請を代わって行う場合、上欄に助成金の支給に係る事業主の氏名等を、下欄に代理人の氏名等を記載してください。

【代理人又は社会保険労務士（以下「代理人等」という。）記載欄 ※事業主等が直接申請する場合は記載不要です】

本助成金に関し、審査に必要な事項についての確認を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（都道府県支部）が行う場合には協力します。

また、本助成金に関し、偽りその他不正の行為により申請事業主等が、本来受けることのできない助成金を受けた又は受けようとした場合であって、代理人等が故意に不正受給に関与していた場合（偽りその他不正の行為の指示やその事実を知りながら黙認していた場合を含む。）は、①申請事業主等が負担すべき一切の債務について、申請事業主等と連帯し、請求があった場合、直ちに請求金を弁済すべき義務を負うこと、②代理人等に係る事務所（又は法人等）の名称、所在地、氏名及び不正の内容が公表されること、③不支給とした日又は支給を取り消した日から起算して 5 年間（取り消した日から起算して 5 年を経過した場合であっても、請求金が納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、納付日まで）は、雇用関係助成金に係る代理人が行う申請又は社会保険労務士が行う提出代行、事務代理に基づく申請ができないことについて承諾します。

代理人又は 住所 千葉県中央区春日 1-2-3 電話番号 ***-***-***
社会保険労務士 名称 美浜社会保険労務士事務所
(提出代行者・事 氏名
務代理者の表示) 社会保険労務士 稲毛 太郎

※代理人等が事業主の申請を代わって行う場合、代理人等の氏名等を記載してください。

(別 紙)

役員等一覧

法人名 株式会社若葉

法人番号 1234567890123

事業所名称 _____

雇用保険適用事業所番号 1234-567890-1

登録簿に記載されている役員を転記してください

役員等氏名 (漢字)	役員等氏名 (カナ)	役職	生年月日
高齢 太郎	コウレイ タロウ	代表取締役	昭和32年2月22日
幕張 花子	マクハリ ハナコ	理事	昭和30年3月31日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

注1) 法人番号は、平成27年10月以降国税庁長官から本社等に通知された13桁の番号を記載してください。

注2) 「役員等」とは、事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等をいい、役員名簿等に記載がある者をいいます。

注3) 個人事業主の場合、事業主本人について記載ください(役職除く)。

注4) 役員等の就任中に氏名の変更等があった場合は、変更前の氏名(旧姓)も併記してください。

9 提出書類チェックリスト

支部保管

65歳超雇用推進助成金(65歳超継続雇用促進コース)

提出書類チェックリスト

事業主名: 株式会社若葉	就業規則等の改正日: 令和 3年 6月 15日 ※申請期限: 改正日の翌日から起算して2か月以内
--------------	---

※ 支給申請に当たっては、下記の内容に準じてA4用紙で番号順に揃えた上で、本チェックリストの提出書類欄に必要事項を記入し、右端の事業主欄にレ点でチェックを入れてください。(網掛け部分は該当する場合にチェック)

※ 以下の①～⑥の順に揃えた上で提出してください。

提出書類			事業主	機構
① 支給申請書(様式第2号)	原本1部 写し2部	継続様式第2号(1)支給申請書 継続様式第2号(2)対象被保険者 継続様式第2号(3)高齢者の雇用管理に関する措置 継続様式第2号別紙1 支給申請額算定表 継続様式第2号別紙2 記載事項補正・補足票	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 登記事項証明書(写)等	写し2部	3か月以内発行の登記事項証明書(写) (但し、法人格がない団体の場合は定款など組織の実態が分かる書類、個人事業主の場合は所得税申告書(写)又は開業届(写))	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 改正前後の労働協約又は就業規則等(写)(嘱託、パート規程、賃金規程等の付属する規程を含む)	写し2部	改正後の労働協約又は就業規則 (支給申請日の前日までに労働基準監督署に届出していること) 改正前の労働協約又は就業規則 (変更規定のみの場合は、全文規定のわかるもの)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
労使協定書(写)	写し2部	65歳までの確保措置を、基準該当者を対象とする継続雇用制度により講じている期間がある場合	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
労働協約又は就業規則	写し2部	対象被保険者が定年時に適用されていた就業規則が上記③に含まれない場合	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
労働協約又は就業規則	写し2部	平成28年10月19日以降最高の定年年齢等が確認できる労働協約又は就業規則が上記③に含まれない場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 旧就業規則に関する申立書(補助様式1)	原本1部 写し2部	労働者が常時10人未満の事業場で改正前就業規則を労働基準監督署に届け出していない場合に提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 雇用保険適用事業所設置届事業主控(写)	写し2部	雇用保険適用事業所設置届事業主控又は雇用保険事業主事業所各種変更届事業主控のうち 最新のものの(⑥のすべての事業所について提出)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 雇用保険適用事業所等一覧表(補助様式2)	原本1部 写し2部	複数の雇用保険適用事業所又は労働保険番号を有する場合に提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

⑦ 対象被保険者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等(写)	写し2部	対象被保険者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は事業所別被保険者台帳(6名分)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧ 対象被保険者の出勤簿(写)	写し2部	出勤簿(支給申請日前日から起算して1ヵ月分)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧ 対象被保険者の賃金台帳(写)	写し2部	雇用保険加入期間が1年未満は支給申請日前日から起算して1年前の日から雇用保険資格取得日までの期間 休職者の場合は支給申請日前日から起算して1ヵ月分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨ 兼務役員の雇用実態証明書(写)	写し2部	対象被保険者が役員である場合は提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩ 対象経費の支払いを確認できる書類(写) (イ)契約確認書類 (ロ)支払確認書類	写し2部	(イ)契約書(又は請書)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(ロ)支払方法に応じた次の書類 ・現金の場合 ⇒領収書又は現金出納帳 ・振込の場合 ⇒振込明細書(銀行振込受領書)又は申請事業主の金融機関の通帳記入部分(又は入出金明細) ・口座振替の場合 ⇒申請事業主の金融機関の通帳記入部分 ・手形・小切手 ⇒領収書、当座勘定照合表、半券 ・インターネットバンキング ⇒インターネット上のページを印刷したもの(予約画面ではなく振込後のもの)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪ 預金通帳等(写)	写し2部	事業所等名義の振込先口座が確認できるもの	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑫ 高年齢者雇用管理に関する措置を確認する資料	写し2部	継続様式第2号(3)に記載した措置内容が確認できるもの	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑬ 支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)(R3.4.1改正)	原本1部 写し2部	共通要領 様式第1号 (宛先は、機構理事長宛てであること。)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑭ その他記載事項を確認する書類	—	必要に応じて提出を求めたもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑮ 委任状(原本)	原本1部	代理人による申請を行う場合提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

第7 不正受給の防止

1 不正受給とは

不正受給とは、偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄等刑法各本条に抵触する行為を含むことはもちろん、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請書や添付書類に虚偽の記載を行い、又は偽りの証明を行うことも該当する）により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとするをいいます。

2 不正受給防止のための留意事項

支給申請に当たっては次の事項について十分にご留意ください。

- ① 助成金の支給決定にあたり、事業所の実地調査にご協力いただく場合があります。また、実地調査等において、総勘定元帳等の書類や法定帳簿の確認等（※1）を求める場合があります。本実地調査につきましては、予告なく実施する場合がありますが、予告の有無にかかわらず調査にご協力いただけない場合、不支給決定となりますのでご注意ください。
- ② 助成金制度の適正な運営を図るため、申請後に不支給要件等について都道府県労働局に照会を行います。
- ③ 原則として、提出された書類により審査を行います。不正受給を防止する観点から、一度提出された書類について、事業主の都合などによる差し替えや訂正を行うことはできませんので、慎重に確認した上で提出するようにしてください。
- ④ 支給要件に照らして申請書や添付書類の内容に疑義がある場合や、審査に協力いただけない場合、助成金を受給できません。たとえば、申請書等に疑義があり、機構が追加的に書類を求めることや、書類の補正を求められますが、機構が指定した期日までに提出がない場合、不支給決定となりますのでご注意ください。
- ⑤ 平成31年3月31日以前に申請した雇用関係助成金について、不正受給により不支給決定又は支給の取り消しを受けてから3年以内に申請をした事業主（又は、申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主）は、助成金を受給できません。
- ⑥ 平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について、不正受給により不支給決定又は支給の取り消しを受けてから5年以内に申請をした事業主（又は、申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主）は、助成金を受給できません。
また、不正受給を行った事業主の役員等（ただし、不正行為に関与した者に限る）が他の事業主の役員等となっている場合は、その役員等となっている他の事業主も、同様に同期間助成金を受給できません。
なお、5年を経過しても、不正受給に係る請求金が納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、納付日まで助成金を受給できません。

※1 申請書の添付書類として提出していただく出勤簿や賃金台帳等は、法定帳簿として事業場において調製している原本又は原本を複写機等の機材を用いて複写したもの（原本等）である必要がありますが、調査等の結果、原本等ではない書類が提出されていることが明らかとなった場合、不支給決定となりますのでご注意ください。

- ⑦ 不正受給を理由に支給決定を取り消された場合、機構が事業主名等を公表すること及び受給した助成金の返還等について同意していない場合、助成金を受給できません。
- ⑧ 助成金の受給後に不正受給が発覚した場合、受給した助成金の返還に加え、不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3%の割合で算定した延滞金及び返還を求められた額の20%に相当する額を支払う義務を負います。
- ⑨ 不正受給を行った事業主は、原則機構ホームページで公表します。公表の内容は以下のとおりです。手段が悪質な場合などは、刑事事件として告発することがあります。
 - ・ 事業主の名称、代表者氏名、役員等（不正に関与した役員等に限る）氏名
 - ・ 事業所の名称、所在地、事業概要
 - ・ 不正受給の金額、不正の内容
 - ・ 社会保険労務士又は代理人が不正受給に関与していた場合は、社会保険労務士又は代理人の事務所の名称、所在地、氏名、不正の内容
- ⑩ **申請書等の内容によっては、審査に時間がかかることがあります。**あらかじめご了承ください。
- ⑪ 助成金を受給した後、会計検査院の検査の対象になる場合がありますので、検査にご協力いただくことを同意していない場合、助成金を受給できません。
なお、検査の対象となる場合があることから、機構に提出した申請書や添付書類の写しなどは、支給決定されたときから5年間保存している必要があります。

第8 個人情報保護

1 個人情報の取扱い

助成金の申請等に際して提出された個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び機構が定める「個人情報の取扱いに関する規程」等に従い、機構が管理します。

（1）個人情報の利用目的

提出された個人情報は、助成金の審査に利用するほか、助成金の活用状況資料及び効果的な活用方策に関する検討のために作成する統計資料の基礎データとして活用する場合があります。

この場合においては、個別の企業や個人が識別できないよう処理した結果のみを利用します。

（2）第三者への提供

提供された個人情報は、上記利用目的の達成に必要な場合は、利用目的の達成に必要な事項について、厚生労働省に提供することがあります。

第9 参考

1 日本標準産業分類による業種区分等

● 中小企業事業主の確認（業種）

小売業、サービス業、卸売業、その他の業種の具体的な内容は下表のとおりです（日本標準産業分類による業種区分）

表36

業種	該当分類項目
小売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類56（各種商品小売業） 中分類57（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類58（飲食料品小売業） 中分類59（機械器具小売業） 中分類60（その他の小売業） 中分類61（無店舗小売業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類76（飲食店） 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類G（情報通信業）のうち 中分類38（放送業） 中分類39（情報サービス業） 小分類411（映像情報制作・配給業） 小分類412（音声情報制作業） 小分類415（広告制作業） 小分類416（映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業） 大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類693（駐車場業） 中分類70（物品賃貸業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類75（宿泊業） 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業） ただし、小分類791（旅行業）は除く 大分類O（教育、学習支援業）（中分類81, 82） 大分類P（医療、福祉）（中分類83～85） 大分類Q（複合サービス事業）（中分類86, 87） 大分類R（サービス業〈他に分類されないもの〉）（中分類88～96）
卸売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類50（各種商品卸売業） 中分類51（繊維・衣服等卸売業） 中分類52（飲食料品卸売業） 中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類54（機械器具卸売業） 中分類55（その他の卸売業）
製造業その他	上記以外のすべて

● 日本標準産業分類一覧（平成25年10月改訂版）

表37

大分類	中分類	大分類	中分類	
A 農業、林業	01 農業	I 卸売業、小売業	50 各種商品卸売業	
	02 林業		51 繊維・衣服等卸売業	
	B 漁業		03 漁業（水産養殖業を除く）	52 飲食料品卸売業
			04 水産養殖業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業		54 機械器具卸売業	
	D 建設業		06 総合工事業	55 その他の卸売業
07 職別工事業（設備工事業を除く）			56 各種商品小売業	
08 設備工事業			57 織物・衣服・身の回り品小売業	
E 製造業	09 食料品製造業		J 金融業、保険業	58 飲食料品小売業
	10 飲料・たばこ・飼料製造業			59 機械器具小売業
	11 繊維工業	60 その他の小売業		
	12 木材・木製品製造業（家具を除く）	61 無店舗小売業		
	13 家具・装備品製造業	K 不動産業、物品賃貸業		62 銀行業
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業			63 協同組織金融業
	15 印刷・同関連業			64 貸金業、クレジット業等非預金信用機関
	16 化学工業			65 金融商品取引業、商品先物取引業
	17 石油製品・石炭製品製造業			66 補助的金融業等
	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）			67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
	19 ゴム製品製造業		L 学術研究、専門・技術サービス業	68 不動産取引業
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	69 不動産賃貸業・管理業		
	21 窯業・土石製品製造業	70 物品賃貸業		
	22 鉄鋼業	M 宿泊業、飲食サービス業		71 学術・開発研究機関
	23 非鉄金属製造業		72 専門サービス業（他に分類されないもの）	
	24 金属製品製造業		73 広告業	
	25 はん用機械器具製造業		74 技術サービス業（他に分類されないもの）	
	26 生産用機械器具製造業	N 生活関連サービス業、娯楽業	75 宿泊業	
	27 業務用機械器具製造業		76 飲食店	
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業		77 持ち帰り・配達飲食サービス業	
29 電気機械器具製造業	O 教育、学習支援業	78 洗濯・理容・美容・浴場業		
30 情報通信機械器具製造業		79 その他の生活関連サービス業		
31 輸送用機械器具製造業	P 医療、福祉	80 娯楽業		
32 その他の製造業		81 学校教育		
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業	Q 複合サービス事業	82 その他の教育、学習支援業	
	34 ガス業		83 医療業	
	35 熱供給業		84 保健衛生	
	36 水道業	85 社会保険・社会福祉・介護事業		
G 情報通信業	37 通信業	R サービス業（他に分類されないもの）	86 郵便局	
	38 放送業		87 協同組合（他に分類されないもの）	
	39 情報サービス業	S 公務（他に分類されるものを除く）	88 廃棄物処理業	
	40 インターネット付随サービス業		89 自動車整備業	
	41 映像・音声・文字情報制作業		90 機械等修理業（別掲を除く）	
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業		91 職業紹介・労働者派遣業	
	43 道路旅客運送業		92 その他の事業サービス業	
	44 道路貨物運送業		93 政治・経済・文化団体	
	45 水運業	94 宗教		
	46 航空運輸業	95 その他のサービス業		
	47 倉庫業	96 外国公務		
	48 運輸に附帯するサービス業	T 分類不能の産業	97 国家公務	
49 郵便業（信書便事業を含む）	98 地方公務			
			99 分類不能の産業	

2 よくあるご質問

● 申請書類について

Q 1

申請書が受理された後、提出した確認書類のうち、一部記載内容に誤りがあることに気づきました。提出後の確認書類の差し替えは可能ですか。

A 1

不適正支給を防止する観点から、一度提出された添付書類について、事業主の都合などによる差し替えや訂正を行うことはできません。申請の際は、慎重に確認した上で提出するようにしてください。

Q 2

添付書類について、提出が必要とされる契約書等の書類は当時作成していませんでした。あらためて作成して添付すればよいのでしょうか。

A 2

申請内容の確認のために提出を求めているものであり、作成されていなかった契約書をあらためて作るなどは不適切と言わざるをえません。不正受給につながるおそれもありますので、そのようなことは行わないでください。

● 支給要件について

Q 3

添付書類について、見やすいように原本を加工するなどして別途作成した書類でもよいのでしょうか。

A 3

不正受給を防止する観点から、添付書類は、原本から転記又は別途作成したものではなく、根拠法令に基づき、実際に使用者が事業場ごとに調製し記入しているもの、又は原本を複写機等の機材を用いて複写したものである必要があります。

Q 4

就業規則で、賃金規程を「別途定める」としていますが、定めていない場合はどのような取扱いとなりますか。

A 4

就業規則で、賃金締切日により定年退職日等を規定（例：60歳に達した日の直後の賃金締切日をもって退職）しているような場合、賃金規程がない場合は賃金締切日の確認ができないことから支給対象となりません。

Q5

就業規則について、高年齢者雇用安定法遵守が確認できないと指摘を受けたが、運用上、違法はないものと認識していることから、申立てによる救済措置は認められますか。

A5

本助成金は制度助成であり、客観的に内容確認が可能な書面により支給要件に合致しているかを審査します。よって「高年齢者雇用安定法第8条又は第9条第1項の規程と異なる定めをしていないこと。」の確認であれば、労働協約又は就業規則に明記されているかどうかによって行います。実際には継続雇用等を行っていたとしても、労働協約又は就業規則に明記されていない場合は、支給対象となりません。
また、申立書は審査の確認書類として扱っていません。

Q6

なぜ社会保険労務士等の専門家に委託する必要があるのですか。

A6

本助成金は、定年の引上げ等の実施にあたり専門家に委託した際の「経費」に対する助成を行う助成金制度であるため、自社で就業規則の改正を行う等により、当該経費が発生しない場合は、支給対象となりません。

Q7

就業規則の改定について、社会保険労務士の資格を持つ従業員がいることから、経費をかけずに自前で作成を行う予定ですが、支給対象となりますか。

A7

Q6のとおり発生した経費に対する助成であることから対象となりません。また、社会保険労務士等については生業として実施していることが必要であり、単に資格を持っている者については委託対象となりません。

Q8

支給申請期間中に対象被保険者が離職した場合は支給申請ができるのでしょうか。

A8

支給申請日の前日において対象被保険者が離職しており、他に支給要件を満たす対象被保険者がいない場合は、助成金は支給されません。

Q9

「高年齢者雇用管理に関する措置」を実施するにあたって、注意することはありますか。

A9

措置の種類に応じて、実施方法や措置の内容が高年齢者の意欲及び能力に応じた雇用の確保を図るためのものである必要があります。具体的な事例については、26ページをご覧ください。
また、機構のホームページでは、高年齢者の活用に関わる企業の工夫などを事例集にして紹介していますので、併せてご覧ください。

● その他

Q10

本社の名称／所在地／代表者／振込先が変更になりました。どのような手続きが必要ですか。

A10

変更の理由に応じて、以下に掲げる書類を提出してください。

- ①名称、所在地、代表者氏名のいずれかに変更が生じた場合
・事業主控え・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本（※）
（※）個人事業主で事業地の名称、所在地が変更になった場合は、変更の事実がわかる書類（例えば、雇用保険適用事業所事業主各種変更届、個人事業の開業・廃業等届出書、事業開始等申告書、顧客向け移転案内等）
- ②振込先に変更が生じた場合
・預金通帳（写）等、口座の確認ができる書類

Q11

審査の結果、「取下げ」又は「不支給」を選択するよう連絡を受けましたが、両者の取扱いに違いはありますか。

A11

「取下げ」の場合は、都道府県支部への取下げの申し出により申請書類を返却いたしますが、「不支給」の場合は、不支給決定通知書を送付する代わりに申請書類を返却いたしません。

Q12

機構からの支給決定通知書を紛失してしまいました。再発行していただけますか。

A12

支給決定通知書の再発行はできませんので、大切に保管願います。

3 高齢者雇用に関する資料のご案内

先進企業の取り組み事例

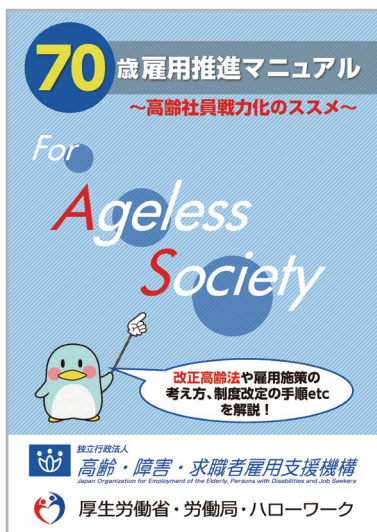
- 『70歳超雇用推進マニュアル～高齢者の戦力化のススメ～』
- 『65歳超雇用推進マニュアル～高齢者の戦力化のすすめ～』 シリーズ
- 『65歳超雇用推進事例集』 シリーズ
→ <http://www.jeed.go.jp/elderly/data/manual.html>
- 『生涯現役社会の実現に向けた競争力を高めるための高齢者雇用 - パフォーマンス向上のためのポイント集 - 』
- 『65歳超雇用推進事例サイト』
→ <http://www.elder.jeed.go.jp/>

機構では「高齢者雇用管理に関する措置」の実施に役立つ情報を提供しています。



産業別の取組み

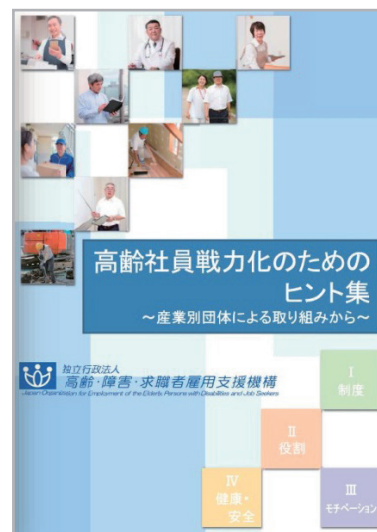
- 『産業別高齢者雇用推進ガイドライン』
- 『高齢社員戦力化のためのヒント集～産業別団体による取り組みから～』
→ <https://www.jeed.go.jp/elderly/research/enterprise/active65.html>



改正高齢者雇用安定法の解説や「70歳雇用」に向けて必要な施策、具体的な人事制度改定手順等のお役立ち情報を先進企業事例を交えて紹介しています。



65歳以上の定年制や65歳を超える継続雇用を導入している企業の事例集です。制度導入の背景や賃金・評価制度などを詳しく紹介しています。



機構が実施している「産業別雇用推進事業」において2018年度までに作成した82業種のガイドラインから抽出した事例や提案を整理し4つのテーマに分類したものです。

相談・申請窓口一覧

65歳超雇用推進助成金に関するご相談・申請等は、下記の都道府県支部の高齢・障害者業務課（東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課）へお問い合わせください。

- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ → <http://www.jeed.go.jp/>
- 申請様式、支給申請の手引きはこちら → <http://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/>

（ 高齢 助成金 でご検索ください）

支部名	住所	電話番号	FAX
北海道	〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1-4-1 北海道職業能力開発促進センター内	011-622-3351	011-622-3354
青森	〒030-0822 青森市中央3-20-2 青森職業能力開発促進センター内	017-721-2125	017-721-2127
岩手	〒020-0024 盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル3階	019-654-2081	019-654-2082
宮城	〒985-8550 多賀城市明月2-2-1 宮城職業能力開発促進センター内	022-361-6288	022-361-6291
秋田	〒010-0101 潟上市天王字上北野4-143 秋田職業能力開発促進センター内	018-872-1801	018-873-8090
山形	〒990-2161 山形市大字漆山1954 山形職業能力開発促進センター内	023-674-9567	023-687-5733
福島	〒960-8054 福島市三河北町7-14 福島職業能力開発促進センター内	024-526-1510	024-526-1513
茨城	〒310-0803 水戸市城南1-4-7 第5プリンスビル5階	029-300-1215	029-300-1217
栃木	〒320-0072 宇都宮市若草1-4-23 栃木職業能力開発促進センター内	028-650-6226	028-623-0015
群馬	〒379-2154 前橋市天川大島町130-1 ハローワーク前橋3階	027-287-1511	027-287-1512
埼玉	〒336-0931 さいたま市緑区原山2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内	048-813-1112	048-813-1114
千葉	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3 ハローワーク千葉5階	043-204-2901	043-204-2904
東京	〒130-0022 墨田区江東橋2-19-12 ハローワーク墨田5階	03-5638-2284	03-5638-2282
神奈川	〒241-0824 横浜市旭区南希望が丘78 関東職業能力開発促進センター内	045-360-6010	045-360-6011
新潟	〒951-8061 新潟市中央区西堀通6-866 NEXT21ビル12階	025-226-6011	025-226-6013
富山	〒933-0982 高岡市八ヶ55 富山職業能力開発促進センター内	0766-26-1881	0766-26-8022
石川	〒920-0352 金沢市観音堂町へ1 石川職業能力開発促進センター内	076-267-6001	076-267-6084
福井	〒915-0853 越前市行松町25-10 福井職業能力開発促進センター内	0778-23-1021	0778-23-1055
山梨	〒400-0854 甲府市中小河原町403-1 山梨職業能力開発促進センター内	055-242-3723	055-242-3721
長野	〒381-0043 長野市吉田4-25-12 長野職業能力開発促進センター内	026-258-6001	026-243-2077
岐阜	〒500-8842 岐阜市金町5-25 G-front II 7階	058-265-5823	058-266-5329
静岡	〒422-8033 静岡市駿河区登呂3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内	054-280-3622	054-280-3623
愛知	〒460-0003 名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見4階	052-218-3385	052-218-3389
三重	〒514-0002 津市島崎町327-1 ハローワーク津2階	059-213-9255	059-213-9270
滋賀	〒520-0856 大津市光が丘町3-13 滋賀職業能力開発促進センター内	077-537-1214	077-537-1215
京都	〒617-0843 長岡京市友岡1-2-1 京都職業能力開発促進センター内	075-951-7481	075-951-7483
大阪	〒566-0022 摂津市三島1-2-1 関西職業能力開発促進センター内	06-7664-0722	06-7664-0364
兵庫	〒661-0045 尼崎市武庫豊町3-1-50 兵庫職業能力開発促進センター内	06-6431-8201	06-6431-8220
奈良	〒634-0033 橿原市城殿町433 奈良職業能力開発促進センター内	0744-22-5232	0744-22-5234
和歌山	〒640-8483 和歌山市園部1276 和歌山職業能力開発促進センター内	073-462-6900	073-462-6810
鳥取	〒689-1112 鳥取市若葉台南7-1-11 鳥取職業能力開発促進センター内	0857-52-8803	0857-52-8785
島根	〒690-0001 松江市東朝日町267 島根職業能力開発促進センター内	0852-60-1677	0852-60-1678
岡山	〒700-0951 岡山市北区田中580 岡山職業能力開発促進センター内	086-241-0166	086-241-0178
広島	〒730-0825 広島市中区光南5-2-65 広島職業能力開発促進センター内	082-545-7150	082-545-7152
山口	〒753-0861 山口市矢原1284-1 山口職業能力開発促進センター内	083-995-2050	083-995-2051
徳島	〒770-0823 徳島市出来島本町1-5 ハローワーク徳島5階	088-611-2388	088-611-2390
香川	〒761-8063 高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業能力開発促進センター内	087-814-3791	087-814-3792
愛媛	〒791-8044 松山市西垣生町2184 愛媛職業能力開発促進センター内	089-905-6780	089-905-6781
高知	〒781-8010 高知市棧橋通4-15-68 高知職業能力開発促進センター内	088-837-1160	088-837-1163
福岡	〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階	092-718-1310	092-718-1314
佐賀	〒849-0911 佐賀市兵庫町大字若宮1042-2 佐賀職業能力開発促進センター内	0952-37-9117	0952-37-9118
長崎	〒854-0062 諫早市小船越町1113 長崎職業能力開発促進センター内	0957-35-4721	0957-35-4723
熊本	〒861-1102 合志市須屋2505-3 熊本職業能力開発促進センター内	096-249-1888	096-249-1889
大分	〒870-0131 大分市皆春1483-1 大分職業能力開発促進センター内	097-522-7255	097-522-7256
宮崎	〒880-0916 宮崎市大字恒久4241 宮崎職業能力開発促進センター内	0985-51-1556	0985-51-1557
鹿児島	〒890-0068 鹿児島市東郡元町14-3 鹿児島職業能力開発促進センター内	099-813-0132	099-250-5152
沖縄	〒900-0006 那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301	098-941-3302